

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針

〔令和6年12月24日
地方分権改革推進本部決定〕

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

令和6年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマであることを踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記4の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和7年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省庁とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、地方分権改革有識者会議に報告する。

計画策定等については、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」（令和5年3月31日閣議決定）を着実に運用し、国と地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進する。

3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

4 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣官房】

(1) 白書等の送付に係る事務

以下の資料については、令和6年度以降、紙媒体の送付を行わないこととし、電子データを各所管府省のホームページで公表した際に、その旨を地方公共団体に周知する。

- ・水循環施策

【内閣府】

(1) 災害対策基本法（昭36法223）

- (i) 被害認定調査（90条の2第1項）、罹災証明書の交付（同項）及び被災者台帳の作成（90条の3第1項）に係る事務については、遠隔での被災市区町村への支援が可能であることを、具体的な事例等を示しつつ、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令3内閣府（防災））を改訂し、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

（関係府省庁：総務省）

- (ii) 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）については、以下のとおりとする。

- ・災害時、地方公共団体が多種多様なデータの収集・加工・入力を円滑に行えるようにし、情報登録作業における二重入力回避等、地方公

共同体の事務負担を軽減するため、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）への関係府省庁の防災情報関係システムの自動連携の充実について、令和7年中に必要な措置を講ずる。

- ・災害対応に役立つ情報の共有については、都道府県の防災情報システムが有する情報を調査した上で、災害対応基本共有情報（EEI）の項目を更新することについて、令和6年度中を目途に検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・指定避難所及び指定緊急避難場所以外の避難所（以下この事項において「指定外避難所」という。）に関する情報については、災害発生時において指定外避難所が開設された場合にIDを付与し、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）においてIDをキーとした管理を可能とする方向で検討し、令和7年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) マイナポータルを活用した罹災証明書の申請（90条の2第1項）については、適切な申請手続につながるよう、被災家屋を撮影する際の具体的な撮影箇所等をマイナポータルに分かりやすく表示することについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁）

(iv) 災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査（90条の2第1項）、被災者台帳の作成（90条の3第1項）及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務については、地方公共団体の負担軽減及び処理の迅速化のため、各事務において必要な情報の連携を円滑に実施するための方策を、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省及び国土交通省）

（2）原子力災害対策特別措置法（平11法156）

野生鳥獣肉の出荷制限の解除（20条2項）については、引き続き、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平23原子力災害対策本部通知）に基づいて地方公共団体における個別の事情に応じて対応し、市町村など地理的な範囲が明確になる単位で解除する場合の具体的な解除条

件の考え方について、出荷制限が設定されている地方公共団体に令和6年度中に通知する。

(関係府省庁：厚生労働省、農林水産省及び環境省)

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49)

公益社団法人若しくは公益財団法人(以下「公益法人」という。)又は公益認定(4条)を申請する一般社団法人若しくは一般財団法人(以下この事項において「一般社団法人等」という。)が行政庁(3条。以下この事項において同じ。)に提出する、当該法人が滞納処分を受けたことがないことの証明書については、公益法人、一般社団法人等、行政庁、国税当局及び地方税当局の負担を軽減するため、府令を改正し、以下の措置を講ずる。

- ・公益認定の申請において一般社団法人等が行政庁に提出する地方税の納税証明書(7条2項6号及び施行規則5条3項6号)及び公益法人が毎事業年度経過後に行政庁に提出する地方税の納税証明書(22条1項及び施行規則38条1項1号)については、これらの法人が納付すべき地方税に係るものに限定した。
- ・公益法人が毎事業年度経過後に行政庁に提出する国税及び地方税の納税証明書については、行政庁において当該公益法人が滞納処分を受けたことがないことが確認できる場合であって、行政庁が不要と認める場合には、その旨を説明した書類を添付することで足りることとした。

[措置済み(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第68号))]]

(4) デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル田園都市国家構想交付金のうち、デジタル実装タイプの軽微変更に係る報告については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せず、市区町村等が直接内閣府に報告することを可能とし、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

(関係府省庁：デジタル庁)

(5) 白書等の送付に係る事務

以下の資料については、令和6年度以降、紙媒体の送付を行わないことと

し、電子データを各所管府省のホームページで公表した際に、その旨を地方公共団体に周知する。

- ・地方からの提案等に関する対応方針

【警察庁】

(1) 道路運送車両法（昭 26 法 185）

青色防犯パトロール講習については、オンライン実施が可能であることを明確化し、講習の効果検証等に係る留意点及びオンライン実施の事例と併せて、都道府県警察に通知した。

[措置済み（令和 6 年 2 月 27 日付け警察庁生活安全局生活安全企画課長事務連絡）]

(2) 出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）

在留カードの紛失等による再交付の申請（19 条の 12 第 1 項）については、申請者及び都道府県の事務負担を軽減するため、在留カードの所持を失ったことの確認に当たって、警察の発行する遺失届出証明書等の提出を不要とすることの可否について検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：法務省）

(3) 道路交通法（昭 35 法 105）

駐車許可（45 条 1 項ただし書）に係る申請手続のうちオンライン申請ができていないものについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、オンライン申請を可能とする。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

産業廃棄物処理業の許可（14 条 1 項又は 6 項）及び特別管理産業廃棄物処理業の許可（14 条の 4 第 1 項又は 6 項）における欠格要件該当性等の審査に必要な情報を地方公共団体が照会する方法については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。

- ・暴力団排除のための意見聴取等については、電子メールによる送受信が可

能となるよう要件を整理することとし、公印の押印が不要であることを含め、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

(関係府省庁：環境省)

(5) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭55法87)

市区町村が条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する各都道府県警察への資料の提供依頼(6条6項)等については、市区町村の事務負担を軽減するため、一の都道府県警察への依頼により完結するよう、以下のとおりとする。

- ・警察共通基盤システムを用いた自転車防犯登録情報等照会業務については、令和6年度中に対象範囲を全国に拡大する。
- ・盗難被害の届出状況の照会及び自転車防犯登録の抹消依頼の受付については、警察共通基盤システムによる対応を可能とすることについて、都道府県警察等に対する調査の結果を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【個人情報保護委員会】

(1) 個人情報の保護に関する法律(平15法57)

行政機関等匿名加工情報に関する提案の審査等に係る事務(114条)については、都道府県等における当該事務の実態を把握した上で、提案が基準に適合するか否かの審査に当たって参考となる情報を提供するなど、事務の効率化に資する方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護評価に関する規則(平26特定個人情報保護委員会規則1)5条から7条)については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、以下の措置を講ずる。

- ・全項目評価書の公示及び住民等からの意見聴取（同規則7条1項及び2項）について、オンラインを活用した方法によることも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。

[措置済み（特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（令和6年個人情報保護委員会告示第1号）、令和6年3月22日付け個人情報保護委員会事務局長通知）]

- ・特定個人情報保護評価書（以下この事項において「評価書」という。）に記載するリスク対策の検討に資するよう、評価書の記載項目となっているリスク対策の実施状況に係る自己評価について、十分であると評価できる具体的な水準を提示した。また、評価書様式及び記載要領において、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」（平26 特定個人情報保護委員会告示6）の参照箇所及びその概要を掲載し、地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和6年3月29日付け個人情報保護委員会事務局事務連絡）]

- ・地方公共団体の事務の効率化に資するよう、評価書の提出・公表を行うマイナンバー保護評価システムを改修し、地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和6年10月1日付け個人情報保護委員会事務局参事官通知）]

【金融庁】

（1）行旅病人及行旅死亡人取扱法（明32法93）、墓地、埋葬等に関する法律（昭23法48）及び生活保護法（昭25法144）

市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条、墓地、埋葬等に関する法律9条2項並びに生活保護法18条2項及び76条）については、「遺留金等に関する実態調査」の結果に基づく総務大臣からの勧告（令和5年3月）を踏まえつつ、金融機関における預貯金の引き出しへの対応状況等に係る実態調査を行った上で、地方公共団体が当該事務を円滑に実施するための方策について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(2) 生活保護法（昭 25 法 144）

生活保護法に基づく資産及び収入の状況に係る報告（29 条）については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）の「第 6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき開催される国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、オンライン化の推進方策について検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁及び厚生労働省）

(3) 資金決済に関する法律（平 21 法 59）

地方公共団体、認可法人及び公益法人への寄附については、金融審議会資金決済制度等に関するワーキング・グループにおいて、前払式支払手段（3 条 1 項）で支払うことの可否について検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【こども家庭庁】

(1) 児童福祉法（昭 22 法 164）

(i) 認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項（59 条の 2 の 4 及び施行規則 49 条の 6）のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。

[措置済み（児童福祉法施行規則の一部を改正する府令（令和 6 年内閣府令第 28 号））]

(ii) 放課後児童健全育成事業（6 条の 3 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）59 条 5 号）については、児童の数が 10 人未満の支援の単位におけるこども家庭庁長官の承認を要しない類型として、小学校区内において唯一の支援の単位である場合を追加するとともに、過年度にこども家庭庁長官により承認された支援の単位であって、引き続き承認した事由に該当する場合は補助対象とすることとし、その旨を地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和 6 年 4 月 1 日付けこども家庭庁成育局長通知）]

(iii) 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令6内閣府令27）のうち、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制に関する経過措置期間（同令附則3条）については、府令を改正し、一時保護施設の職員の確保につき、創意と工夫を行ってもなお、当該基準を満たすことが著しく困難であるなど一定の要件を満たした場合に、条例で施行の日から起算して最長5年に延長することを可能とした。

[措置済み（一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令（令和6年内閣府令第107号））]

(iv) 障害児通所支援利用における無償化対象通所児童（施行令24条3号）に係る障害児通所給付決定（21条の5の5第1項）については、所得区分に応じた負担上限月額の設定をすることなく、利用者負担額の判定を可能とするとともに、受給者証における所得区分に応じた負担上限額の記載を不要とするため、令和6年度中に報酬の審査支払等に係る事務処理システムを改修するなどの必要な措置を講ずる。

(v) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令61）のうち、連携施設（同令6条1項）については、省令を改正し、令和6年度末までに以下の措置を講ずる。

- ・連携施設を確保しないことができる経過措置（同令附則3条）の期間については、令和12年3月31日まで延長する。
- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援（同令6条1項1号）については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。
- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育（同項2号）については、市町村長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とする。

(vi) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）のうち、保育所の設備の基準の特例（同令32条の2）をやむを得ない場合に限り一時的に3歳未満児に拡大することについては、公立保育所における3

歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(vii) 感染症発生時における幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平 24 法 65）19 条 2 号及び 3 号）に対する保育の提供義務等については、「保育所における感染症対策ガイドライン」（平 30 厚生労働省）等において明確化する方向で検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(viii) 障害児通所支援（6 条の 2 の 2 第 1 項）については、中山間地域等における提供体制の確保に資するよう、以下のとおりとする。

- ・ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）及び指定放課後等デイサービス事業所における従たる事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平 24 厚生労働省令 15）8 条及び 67 条）については、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、設置に係る要件を緩和する方向で検討し、令和 7 年度中に必要な措置を講ずる。
- ・ 指定障害児通所支援事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数等（21 条の 5 の 19 第 3 項）については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、その在り方について検討し、令和 8 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（2）児童福祉法（昭 22 法 164）及び民生委員法（昭 23 法 198）

民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法 6 条 1 項及び児童福祉法 16 条）については、一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員・児童委員が他の市区町村に転出後も、転出前の担当区域において引き続き民生委員・児童委員として活動可能となるよう見直した上で、令和 7 年中に地方公共団体及び関係団体に周知する。

また、地方公共団体及び関係団体の意見を踏まえつつ、民生委員協力員の配置推進など民生委員・児童委員の担い手確保のために必要な措置を講ずる。
（関係府省庁：厚生労働省）

（3）児童福祉法（昭 22 法 164）及び雇用保険法（昭 49 法 116）

育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、省令を改正し、公共職業安定所（ハローワーク）において延長可否を判断することを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：厚生労働省）

[措置済み（雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第47号）、令和6年4月5日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡、令和6年6月28日付け厚生労働省職業安定局長通知）]

（4）児童福祉法（昭22法164）、介護保険法（平9法123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

（i）介護サービス及び障害福祉サービスの災害時情報共有システムに登録された社会福祉施設等の被災状況については、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）に集約し、令和6年度中に都道府県が一括して確認できるようにする。

（関係府省庁：厚生労働省）

（ii）災害時情報共有システムについては、以下のとおりとする。

- ・災害時情報共有システムへの介護サービス事業所の被災状況の登録については、市区町村による代理登録を可能とすることを検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・災害時情報共有システムの対象施設については、保護施設における被災状況の報告に係る事務の実態を踏まえ、課題等を整理しつつ、保護施設を加えることについて引き続き検討する。

（関係府省庁：厚生労働省）

（5）児童福祉法（昭22法164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）

保育所等における健康診断については、0歳児から2歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：文部科学省）

(6) 児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

児童福祉施設等における指導監査等の在り方については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会での議論等を踏まえて検討し、その結果に基づいて令和 7 年度中に必要な措置を講ずる。

(7) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

運営実態がない認可外保育施設について、廃止の届出（児童福祉法 59 条の 2 第 2 項）が行われず、設置者と連絡が取れない場合においては、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令 6 こども家庭庁成育局長通知）に定める手順に基づき施設閉鎖命令（同法 59 条 5 項）を行うことが可能であることや、施設の運営状況等の公表（同法 59 条の 2 の 5 第 2 項）が不要であること等を明確化し、令和 6 年度中に地方公共団体に通知する。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認（子ども・子育て支援法 30 条の 11 第 1 項）を受けている子ども・子育て支援施設等について、確認の取消し（同法 58 条の 10 第 1 項）を円滑に行うことができるよう、「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」（令元内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）を改正するなど、令和 6 年度中に必要な措置を講ずる。

(8) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 法 179）

保育対策総合支援事業費補助金等に係る財産処分（22 条）については、審査体制の強化や審査の効率化など、処分期間を短縮するための方策を検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(9) 児童扶養手当法（昭 36 法 238）

(i) 児童扶養手当の受給者による現況の届出（施行規則 4 条）については、郵送やオンラインなどの対面以外の方法による届出も可能である旨を地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和6年1月17日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）]

- (ii) 児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和6年3月5日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）]

(10) 児童手当法（昭46法73）

- (i) 児童手当の支給に関する通知（施行規則10条）については、受給者の同意が得られた場合には、電子情報処理組織を使用した通知も可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和6年度中に通知する。

- (ii) 児童手当の現況確認における所得の確認については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・1月から5月までに認定の請求をした者については、初回の現況確認における所得の確認を不要とし、その旨を市町村に令和6年度中に通知する。
- ・所得を確認した結果、受給者よりも配偶者等の所得が多くなっている場合、当該受給者に対し受給者変更に関する書類を送付し、変更の申出がなければ受給者変更をしないことを可能とし、その旨を市町村に令和6年度中に通知する。

- (iii) 転出に伴う児童手当の受給資格喪失日である転出予定年月日の確認方法については、令和7年度末までに予定している地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書を令和6年度中に改定し、児童手当システムにおいて把握できるようにする。

(11) 統計法（平19法53）

- (i) 福祉行政報告例（報告表54表及び54の2表）については、地方公共団体の負担を軽減するため、令和6年度調査から年度報化し、その旨を地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：厚生労働省）

[措置済み（令和6年3月11日付け厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）通知）]

- (ii) 民生委員・児童委員の活動状況の報告（福祉行政報告例報告表40表）については、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、オンライン等を活用した効率的な取組事例を地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：厚生労働省）

[措置済み（令和6年4月25日付けこども家庭庁成育局成育環境課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）]

(12) 子ども・子育て支援法（平24法65）

- (i) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）1条21号）に係る事務については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、算定方法の解釈を示したFAQの作成、提出書類の簡素化を行い、地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：文部科学省）

[措置済み（令和6年4月12日付けこども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知、令和6年7月29日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）]

- (ii) 市町村子ども・子育て支援事業計画（61条1項）については、計画期間が異なる他の計画と一体のものとして策定する際の具体的な工夫事例を、市町村（特別区を含む。）に通知した。

[措置済み（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡）]

- (iii) 市町村長（特別区の長を含む。）が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出（32条3項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和6年度中に府令を改正し、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する。
- (iv) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき構築を進める施設管理プラットフォームについては、独自

に施設型給付費（27 条 1 項）及び地域型保育給付費（29 条 1 項）（以下この事項において「給付費」という。）の申請に係るシステムを構築した地方公共団体の意見も聴きつつ開発するとともに、給付費の加算認定等に係る事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する機能を搭載した上で、令和 7 年度末までに試行運用を開始し、令和 8 年度から全国展開を進める。また、令和 9 年度までに広域利用に対応した機能を搭載する。
（関係府省庁：デジタル庁及び文部科学省）

（13）生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務

生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担を軽減するため、「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）運営要領」（平 21 厚生労働省社会・援護局長通知）を改正し、調査書の添付を求める対象者を限定するとともに、民生委員を経由せずに借入申込書の提出が可能な場合を追加するなど、運用を見直し、都道府県及び指定都市に通知した。

（関係府省庁：厚生労働省）

[措置済み（令和 6 年 7 月 4 日付け厚生労働省社会・援護局長通知、令和 6 年 7 月 4 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）]

（14）木材利用実態調査

社会福祉施設等における木材利用実態調査については、地方公共団体及び事業実施主体等の事務負担を軽減するため、令和 7 年度調査から、調査対象となっている各補助金等の実績報告と統合することも含めて検討し、地方公共団体に令和 7 年中に通知する。

（関係府省庁：厚生労働省及び農林水産省）

【デジタル庁】

（1）食品衛生法（昭 22 法 233）

食品衛生法に基づく営業許可の申請（施行規則 67 条）に係る手数料の納付方法については、申請者並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区

(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、オンライン化する方向で、都道府県等における実務の状況等を踏まえて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
(関係府省庁：厚生労働省)

(2) 医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、死体解剖保存法(昭24法204)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)

免許証(医師法6条2項、歯科医師法6条2項、保健師助産師看護師法12条5項、診療放射線技師法8条1項、歯科技工士法6条2項、臨床検査技師等に関する法律6条2項、理学療法士及び作業療法士法6条2項及び視能訓練士法6条2項)、認定証明書(死体解剖保存法4条2項)及び指定医証(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令2条の2の2)のデジタル化については、国家資格等情報連携・活用システムにおける資格情報の証明及び提示機能の活用が進むよう環境を整備することについて、引き続き検討する。

(関係府省庁：厚生労働省)

(3) 医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、死体解剖保存法(昭24法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)

各法令で定められている免許等の申請(医師法施行令3条、歯科医師法施行令3条、保健師助産師看護師法施行令1条の3第1項、死体解剖保存法施行令1条、診療放射線技師法施行令1条の2、歯科技工士法施行令1条の2、臨床検査技師等に関する法律施行令1条、理学療法士及び作業療法士法施行令1条及び視能訓練士法施行令1条)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用することにより、都道府県経由事務の負担軽減を図るとともに、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止

等について引き続き検討し、それを踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。
その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：厚生労働省)

(4) 保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）

准看護師の登録事項の変更（施行令 3 条 3 項）等に係る手続については、
国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合
には、就業地の都道府県知事の経由を要しないこととする。

(関係府省庁：厚生労働省)

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）

精神保健指定医の指定のための申請等（施行令 2 条の 2 から 2 条の 2 の 5）
に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオン
ラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする。

(関係府省庁：厚生労働省)

(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）及び障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関す
る法律 45 条 1 項）及び自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及
び社会生活を総合的に支援するための法律 53 条 1 項）に係る手続については、
医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を
可能とすることについて検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づ
いて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：厚生労働省)

(7) 生活保護法（昭 25 法 144）

生活保護法に基づく資産及び収入の状況に係る報告（29 条）については、
「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）の
「第 6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づ
き開催される国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏ま
え、オンライン化の推進方策について検討し、令和 7 年中に結論を得る。そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：金融庁及び厚生労働省)

(8) 地方税法(昭 25 法 226)

(i) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除(ふるさと納税)(37 条の 2 及び 314 条の 7)の控除上限額の試算については、国民の利便性向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、マイナポータル API(自己情報取得 API)を活用する事業者の更なる拡大に向けた周知を令和 6 年度中に行う。

(関係府省庁：総務省)

(ii) 高等学校等就学支援金の支給に関する事務(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平 22 法 18) 4 条)等については、都道府県が保護者等の収入状況を速やかに取得できるようにし、都道府県の実務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・高等学校等就学支援金等を受給しようとする生徒、保護者等向けのリーフレットにおいて、事前に個人住民税の申告が必要である旨を追記し、令和 6 年度中に周知する。
- ・個人住民税の申告(317 条の 2)について、地方税ポータルシステム(eLTAX)及びマイナポータルにより行うことができる仕組みを令和 7 年中に構築する。

(関係府省庁：総務省及び文部科学省)

(iii) 不動産番号を含む登記情報については、令和 7 年度までに予定している地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に係る税務システムの円滑な運用に資するよう、登記所から地方公共団体への情報提供の方策を検討し、登記所及び地方公共団体に令和 7 年中に通知する。

(関係府省庁：法務省)

(9) 狂犬病予防法(昭 25 法 247)及び動物の愛護及び管理に関する法律(昭 48 法 105)

犬の登録(狂犬病予防法 4 条 1 項)に係る手数料については、狂犬病予防法の特例制度(動物の愛護及び管理に関する法律 39 条の 7)に市区町村の参加を促すため、マイクロチップの情報登録又は変更登録(同法 39 条の 5 又は

39 条の 6) を行う機会を活用して、市区町村が容易に徴収可能となるよう、必要な措置を令和 8 年度中に講ずる。

(関係府省庁：厚生労働省及び環境省)

(10) 水道法 (昭 32 法 177)

指定給水装置工事事業者の指定の申請 (25 条の 2)、更新の申請 (25 条の 3 の 2) 及び変更の届出 (25 条の 7) における登記事項証明書 (商業登記法 (昭 38 法 125) 10 条。以下同じ。) の添付については、当面の措置として、現行の登記情報連携システムの利用推進及び地方公共団体への大幅な利用拡大により添付省略を更に推進するとともに、令和 7 年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画 (情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律 (令 6 法 46) による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平 14 法 151) 19 条。以下同じ。) で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とする。

(関係府省庁：法務省及び国土交通省)

(11) 調理師法 (昭 33 法 147)

調理師免許の要件 (3 条) を満たすか否かの確認については、申請者及び都道府県の負担を軽減するため、令和 6 年度中に省令を改正し、学校教育法 (昭 22 法 26) 57 条に規定する者であることを証する書類の提出を不要とする。

(関係府省庁：文部科学省及び厚生労働省)

(12) 薬剤師法 (昭 35 法 146)

薬剤師免許の申請 (施行令 3 条) 等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする。

(関係府省庁：厚生労働省)

(13) 災害対策基本法（昭 36 法 223）

マイナポータルを活用した罹災証明書の申請（90 条の 2 第 1 項）については、適切な申請手続につながるよう、被災家屋を撮影する際の具体的な撮影箇所等をマイナポータルに分かりやすく表示することについて検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
（関係府省庁：内閣府）

(14) 製菓衛生師法（昭 41 法 115）

製菓衛生師試験の受験資格（5 条）の確認については、受験者及び都道府県の負担を軽減するため、「製菓衛生師試験について」の一部改正について」（平 12 厚生省生活衛生局長通知）に基づき、学校教育法（昭 22 法 26）57 条に規定する者であることを証する書類の提出は不要であることを明確化し、改めて都道府県に令和 6 年度中に通知する。
（関係府省庁：文部科学省及び厚生労働省）

(15) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

(i) 住民基本台帳法に基づく届出等への署名については、令和 6 年度中に省令を改正し、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）6 条 4 項に基づき、対面で届出者等の本人確認を行った上で、窓口を設置された電子計算機の映像面上で氏名を記入する方法により代替できることを明確化する。

（関係府省庁：総務省）

(ii) 住民票の写し等の交付（12 条から 12 条の 4）については、交付件数の削減により市区町村の事務負担を軽減するため、住民基本台帳ネットワークシステム（以下この事項において「住基ネット」という。）や個人番号カードの活用による基本 4 情報（氏名、生年月日、性別及び住所）のオンライン取得を促進する。特に、既に住基ネットが利用可能な事務については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和 6 年度中に通知する。その上で、住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要

な措置を講ずる。

(関係府省庁：総務省)

(16) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

以下に掲げる場合については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとするとともに、情報提供ネットワークシステムを使用して必要な情報の提供を受けることができるものとする。

- ・家畜改良増殖法（昭 25 法 209）に基づき、都道府県が家畜人工授精師の免許に関する事務を処理する場合

(関係府省庁：総務省及び農林水産省)

(17) 大気汚染防止法（昭 43 法 97）、水質汚濁防止法（昭 45 法 138）、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭 46 法 107）及び土壌汚染対策法（平 14 法 53）

各法令に基づく届出等については、オンラインによる提出を可能とするため、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を改修する方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：環境省)

(18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

- (i) 産業廃棄物処理業の許可（14 条 1 項又は 6 項）、特別管理産業廃棄物処理業の許可（14 条の 4 第 1 項又は 6 項）及び産業廃棄物処理施設の許可（15 条 1 項）等における登記事項証明書の添付については、当面の措置として、現行の登記情報連携システムの利用推進及び地方公共団体への大幅な利用拡大により添付省略を更に推進するとともに、令和 7 年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とする。

(関係府省庁：法務省)

(ii) 産業廃棄物処理業の変更の届出（14 条の 2 第 3 項）及び特別管理産業廃棄物処理業の変更の届出（14 条の 5 第 3 項）については、複数の都道府県及び政令で定める市（施行令 27 条 1 項）への一括提出を可能とするため、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を改修する方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：環境省）

(19) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平 14 法 153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

個人番号カードの記載事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 2 条 7 項及び同法施行令 1 条）及び公的個人認証サービスについては、「次期個人番号カードタスクフォース最終とりまとめ」（令 6 デジタル庁）を踏まえ、令和 8 年を一つの視野に入れ検討を進めている次期カードから、以下の措置を講ずる。

- ・個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間については、市区町村及び申請者の負担を軽減するため、個人番号カードの有効期間に合わせて 10 年に延長する。あわせて、現行カードの電子証明書の更新の際に次期カードへの切替えを促進する。
- ・個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新手続については、市区町村及び申請者の負担を軽減するため、郵便局での更新体制の整備を推進するとともに、有効期限の 1 年前からの更新申請を可能とする。
- ・個人番号カードの記載事項のうち性別については、記載を廃止する。
- ・個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書のうち、署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 3 条 1 項）以外のものに係る暗証番号については、マイナポータルアプリで再設定を可能とする。

（関係府省庁：総務省）

(20) 不動産登記法（平 16 法 123）

公用請求については、当面の措置として、登記情報連携システムによる行政機関間の登記情報連携を活用した情報の取得をもって代えることができるよう、令和6年度から地方公共団体に試行を実施するとともに、令和7年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備し、当該データベースを活用した情報連携をもって、全国的に公用請求に代えることを可能とする。

(関係府省庁：法務省)

(21) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき構築を進める施設管理プラットフォームについては、独自に施設型給付費（27条1項）及び地域型保育給付費（29条1項）（以下この事項において「給付費」という。）の申請に係るシステムを構築した地方公共団体の意見も聴きつつ開発するとともに、給付費の加算認定等に係る事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する機能を搭載した上で、令和7年度末までに試行運用を開始し、令和8年度から全国展開を進める。また、令和9年度までに広域利用に対応した機能を搭載する。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁及び文部科学省)

(22) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

(i) 暗証番号の設定が不要な個人番号カード（顔認証マイナンバーカード）における健康保険証利用の申込みについては、申請者の負担軽減に資するよう、代理人による手続の場合においても、市区町村窓口において職員による利用登録の代行を可能とし、市区町村に通知した。

(関係府省庁：総務省及び厚生労働省)

〔措置済み（令和6年12月6日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室、厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）〕

(ii) 国民健康保険法施行規則（昭33厚生省令53）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平19厚生労働省令129）において、個人番号の記載を義務付けている申請等の受理に係る手続については、住民及び地

方公共団体の負担を軽減するため、2回目以降の申請等であって、当該申請者の個人番号を既に保有している場合等に、個人番号の記載を省略する弾力的運用が可能であることを明確化し、地方公共団体及び後期高齢者医療広域連合に令和6年度中に改めて通知する。

(関係府省庁：厚生労働省)

(iii) 住民基本台帳システムへの誤入力に伴う個人番号カードの失効に係る対応については、以下のとおりとする。

- ・住民基本台帳システムへの誤入力に伴う個人番号カードの失効に係る取消機能の追加等については、次期個人番号カードに係るシステム構築の中で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・当面の措置として、住民基本台帳システムへの誤入力等により本人の責によらず個人番号カードが失効した住民については、当該住民の負担軽減のため、個人番号カードを申請から1週間以内で交付できる特急発行の対象とした。

[措置済み（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第18号））]

(関係府省庁：総務省)

(iv) マイナポータルの「手続の検索・電子申請等」機能については、以下のとおりとする。

- ・標準様式については、入力内容の整合性の確認がより適切にできるようになるとともに、様式の項目を改善するなど、地方公共団体からの意見を踏まえつつ、制度所管府省庁と連携して不断の見直しを行う。
- ・申請フォームを作成する際にあらかじめ作成した申請様式をマイナポータルに読み取らせることなく簡易に編集できる機能及び申請を特定の者に限定公開する機能を追加することについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(v) 市区町村における住民の医療保険の資格情報の確認方法については、市区町村の事務負担の軽減に資するよう、情報連携（19条9号。以下この事項において同じ。）の改善について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、情報連携の活用

状況等を踏まえ、市区町村においてオンライン資格確認等システムによる確認を可能とすることについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：厚生労働省)

(23) デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル田園都市国家構想交付金のうち、デジタル実装タイプの軽微変更に係る報告については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を經由せず、市区町村等が直接内閣府に報告することを可能とし、地方公共団体に令和7年度中に通知する。〔再掲〕

(関係府省庁：内閣府)

(24) 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続

登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、当面の措置として、現行の登記情報連携システムの利用推進及び地方公共団体への大幅な利用拡大により添付省略を更に推進するとともに、令和7年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とする。

(関係府省庁：法務省)

(25) 法人共通認証基盤（G ビズ ID）利用に関する事務

地方公共団体による法人共通認証基盤（G ビズ ID）の利用に関する事務については、地方公共団体において情報セキュリティを確保の上、その事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・地方公共団体によるアカウント取得申請については、令和7年度中にオンラインによる申請を可能とするとともに、オンライン申請時における簡便な身元確認方法を実装し、地方公共団体に周知する。
- ・ログイン時における本人確認については、ID・パスワードの確認に加え、電子メールによるワンタイムパスワード送信等を行う方法等の地方公共団体の実情に応じた手段について検討し、令和7年度中に実装の上、地方公共団体に周知する。

(26) 汎用的な補助金申請システム（J グランツ）

(i) 汎用的な補助金申請システム（J グランツ）については、地方公共団体を補助対象とする補助金等の掲載を促進するため、当該補助金等のうち優先的に掲載すべきと考えられる補助金等の要件を整理し、関係府省庁に周知した。

[措置済み（令和6年12月19日事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議（第6回））]

(ii) 地方公共団体等が必要な補助金等を検索することについては、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、汎用的な補助金申請システム（J グランツ）において国の補助金等の網羅的な検索を可能とする環境の整備を図り、令和7年度中に当該システムの検索機能の向上に資する補助金等検索ツールの運用を開始する。なお、検索における網羅性を高めるため、補助金等を所管する各府省庁の協力を得ながら当該ツールへの情報集約を進める。

【総務省】

(1) 地方自治法（昭22法67）

(i) 条例の公布に当たって地方公共団体の長が行うこととされている署名（16条4項）については、電子署名により代替することを可能とする。

(ii) 指定管理者が管理する施設の使用料については、地方公共団体が決済事業者を指定納付受託者に指定するとともに、当該決済事業者が指定管理者に納付事務の一部を委託すること等により、後払式の決済手段の導入が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に文書で周知する。

(iii) 長期継続契約（234条の3）を締結することができる契約の範囲については、クラウドサービスの利用契約も含まれることを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

(iv) 地方公共団体の普通財産である土地の信託（238条の5第2項）については、令和6年度中に、政令を改正して森林の施業・管理を目的とした信託も可能とし、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体

に通知する。

(関係府省庁：農林水産省)

- (v) 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正における監査委員への意見聴取（243 条の 2 の 7 第 2 項）については、当該条例の内容に実質的な変更がない場合には監査委員への意見聴取が不要であることを明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。
- (vi) 認可地縁団体における総会の議決手続については、以下の措置を講ずる。
 - ・ 認可地縁団体の構成員の表決権（260 条の 18）については、その解釈を地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。
 - ・ 総会の議決手続に係る事務負担の軽減に資する取組事例を調査する。
- (vii) 給付金の支払事務を私人に委託することについては、給付金の支払事務に係る地方公共団体の事務負担を軽減するための具体的な方策を検討し、地方公共団体に令和 7 年度中に周知する。

(2) 児童福祉法（昭 22 法 164）

小児慢性特定疾病の医療費助成制度における、高額療養費制度の所得区分情報については、令和 7 年中にオンライン資格確認等システムを活用することにより、医療受給者証（19 条の 3 第 7 項）への記載を不要とする。

(関係府省庁：財務省、文部科学省及び厚生労働省)

(3) 戸籍法（昭 22 法 224）

都道府県が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求（以下この事項において「公用請求」という。）については、都道府県の実務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。

- ・ 戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を都道府県がオンラインで公用請求することが開始できるよう、令和 8 年度中に法制上の措置を講ずる。
- ・ 同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている広域交付の公用請求（118 条から 120 条の 3）の仕組みについて、都道府県が行う事務に関し、特定の市区町村との合意の下で当該仕組みを利用可能となる方策を市区町

村の意見を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：法務省)

(4) 戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81)

国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために戸籍法10条の2第2項及び住民基本台帳法12条の2第1項等の規定に基づいて行う戸籍謄本及び住民票の写し等の交付の請求については、交付に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、標準的な請求様式を定め、関係する府省庁及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。

(関係府省庁：法務省)

(5) 公職選挙法(昭25法100)

(i) 選挙の投票所における投票立会人(38条)の一部のオンラインによる立会いについては、地方公共団体の取組状況を踏まえて必要な検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

(ii) 国政選挙に関する諸事項の調査及び結果報告(確定報告)(6条2項)については、令和7年度から投・開票速報オンラインシステムを活用し、オンラインにより行うこととする。また、調査項目の見直しについては、地方公共団体の事務負担を軽減するための方策を引き続き検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(6) 電波法(昭25法131)

伝搬障害防止区域図縦覧システムについては、利用者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和6年中にシステムを改修し、令和7年から個人番号カード等を用いた利用者登録を可能とする。

また、関係地方公共団体における伝搬障害防止区域図の縦覧(102条の2第3項)の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(7) 生活保護法(昭25法144)

保護の決定等に当たり行う要保護者等の収入の認定に関する事務(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭36厚生事務次官通知)第8)に

については、マイナンバー制度における情報連携により取得した年金関連情報を市区町村における生活保護システムにおいて円滑に活用できるようにするため、生活保護システムの標準仕様書の改定について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：財務省、文部科学省及び厚生労働省)

(8) 地方税法(昭25法226)

(i) 新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置(附則15条の7)については、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとした。

[措置済み(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号))]]

(ii) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除(ふるさと納税)(37条の2及び314条の7)については、指定対象期間(施行規則1条の16第1項)の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等について、令和6年度から新たに、地方公共団体からの提出期間及び国における確認期間を一定期間ごとに区切って設けることとし、その旨を地方公共団体に通知した。

[措置済み(令和6年9月26日付け総務省自治税務局市町村税課長通知)]]

(iii) 納税証明書の交付(20条の10)の代理人による請求については、オンラインによる請求を受け付けている地方公共団体の取組事例を、地方公共団体に周知した。

[措置済み(令和6年10月29日地方税関係業務担当者説明会)]]

(iv) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除(ふるさと納税)(37条の2及び314条の7)の控除上限額の試算については、国民の利便性向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、マイナポータルAPI(自己情報取得API)を活用する事業者の更なる拡大に向けた周知を令和6年度中に行う。[再掲]

(関係府省庁：デジタル庁)

(v) 高等学校等就学支援金の支給に関する事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平 22 法 18） 4 条）等については、都道府県が保護者等の収入状況を速やかに取得できるようにし、都道府県の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・ 高等学校等就学支援金等を受給しようとする生徒、保護者等向けのリーフレットにおいて、事前に個人住民税の申告が必要である旨を追記し、令和 6 年度中に周知する。〔再掲〕
- ・ 個人住民税の申告（317 条の 2）について、地方税ポータルシステム（eLTAX）及びマイナポータルにより行うことができる仕組みを令和 7 年中に構築する。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁及び文部科学省)

(vi) 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知（73 条の 22）については、市町村長から都道府県知事に敷地権設定土地の価格等が適切に通知できるよう、令和 7 年度までに予定している地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書を改定する。また、今後、地方税ポータルシステム（eLTAX）を改修し、当該システムを活用したオンラインによる通知を可能とする。

(vii) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）（37 条の 2 及び 314 条の 7）の返礼品等の確認作業のシステム化については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 6 年度に試行的に実施しているシステムの運用状況等を踏まえつつ、確認システムを構築する方向で検討し、令和 7 年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(9) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 法 179）

携帯電話等エリア整備事業に係る財産処分については、包括承認届出の対象を間接補助事業者まで拡大することとし、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。

(10) 災害対策基本法（昭 36 法 223）

(i) 都道府県防災会議（15 条 1 項）については、引き続き、女性委員の積

極的な登用を都道府県に要請するとともに、そのために学識経験者等（同条5項8号等）を活用することも可能であることを、改めて都道府県に令和7年中に通知する。

- (ii) 被害認定調査（90条の2第1項）、罹災証明書の交付（同項）及び被災者台帳の作成（90条の3第1項）に係る事務については、遠隔での被災市区町村への支援が可能であることを、具体的な事例等を示しつつ、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令3内閣府（防災））を改訂し、地方公共団体に令和7年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：内閣府）

- (iii) 災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査（90条の2第1項）、被災者台帳の作成（90条の3第1項）及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務については、地方公共団体の負担軽減及び処理の迅速化のため、各事務において必要な情報の連携を円滑に実施するための方策を、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：内閣府及び国土交通省）

(11) 住居表示に関する法律（昭37法119）

住居表示の実施手続（3条）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減するため、市町村長（特別区の長を含む。）が登記所に対して登記情報及び地図情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、市町村及び登記所に令和6年度中に通知する。

（関係府省庁：法務省）

(12) 住民基本台帳法（昭42法81）

- (i) 以下に掲げる場合等については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステム（以下この事項において「住基ネット」という。）から本人確認情報の提供を受けることができるものとする。また、既に住基ネットが利用可能な事務については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和6年度中

に通知する。

- ・ 地方自治法（昭 22 法 67）に基づき、地方公共団体が債務者に対する徴収に関する事務を処理する場合
- ・ 電気通信事業法（昭 59 法 86）に基づき、総務省が電気通信事業を営もうとする者による届出に関する事務を処理する場合
- ・ 恩赦法（昭 22 法 20）に基づき、法務省が恩赦の上申に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：法務省）
- ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平 15 法 110）に基づき、法務省が精神保健観察のための調査に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：法務省）
- ・ 不動産登記法（平 16 法 123）に基づき、法務省が地図の備付けに関する事務を処理する場合
（関係府省庁：法務省）
- ・ 更生保護法（平 19 法 88）に基づき、法務省が保護観察のための調査に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：法務省）
- ・ 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平 30 法 73）に基づき、法務省が遺言書の保管に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：法務省）
- ・ 関税法（昭 29 法 61）等に基づき、財務省が関税等の徴収に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：財務省）
- ・ とん税法（昭 32 法 37）等に基づき、財務省がとん税等の徴収に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：財務省）
- ・ 児童福祉法（昭 22 法 164）に基づき、指定都市等が小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：厚生労働省）
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭 62 法 30）に基づき、都道府県が、介護業務における喀痰吸引等の特定行為（同法附則 10 条 1 項）を行うた

めに必要な認定証の交付に関する事務を処理する場合

(関係府省庁：厚生労働省)

- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）に基づき、指定都市が指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務を処理する場合
(関係府省庁：厚生労働省)
- ・ 家畜改良増殖法（昭 25 法 209）に基づき、都道府県が家畜人工授精所の開設の許可に関する事務を処理する場合
(関係府省庁：農林水産省)
- ・ 農地法（昭 27 法 229）に基づき、農業委員会が農地所有適格法人でなくなった法人に係る買収すべき土地の所有者の探索に関する事務を処理する場合
(関係府省庁：農林水産省)
- ・ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭 63 法 99）に基づき、都道府県が遊漁船業者の登録に関する事務を処理する場合
(関係府省庁：農林水産省)
- ・ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令 3 法 34）に基づき、都道府県が畜舎建築利用計画の認定に関する事務を処理する場合
(関係府省庁：農林水産省)
- ・ 商品先物取引法（昭 25 法 239）に基づき、農林水産省及び経済産業省が商品先物取引業者の許可の更新に関する事務を処理する場合
(関係府省庁：農林水産省及び経済産業省)
- ・ 採石法（昭 25 法 291）に基づき、都道府県が採石業者の登録に関する事務を処理する場合
(関係府省庁：経済産業省)
- ・ 砂利採取法（昭 43 法 74）に基づき、都道府県が砂利採取業者の登録に関する事務を処理する場合
(関係府省庁：経済産業省)
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平 14 法 87）に基づき、都道府県等が使用済自動車の引取業者の登録に関する事務を処理する場合
(関係府省庁：経済産業省及び環境省)
- ・ 海難審判法（昭 22 法 135）に基づき、国土交通省が海難審判に関する事務を処理する場合

- (関係府省庁：国土交通省)

 - ・船員職業安定法（昭 23 法 130）に基づき、国土交通省が船員派遣事業の許可に関する事務を処理する場合

(関係府省庁：国土交通省)
- ・道路運送法（昭 26 法 183）に基づき、国土交通省が旅客自動車運送事業を休止し、又は廃止しようとする旨を届け出るべき者の調査に関する事務を処理する場合

(関係府省庁：国土交通省)
- ・道路運送車両法（昭 26 法 185）に基づき、国土交通省が自動車特定整備事業の認証に関する事務を処理する場合

(関係府省庁：国土交通省)
- ・土地区画整理法（昭 29 法 119）に基づき、国土交通省等が土地区画整理事業の施行に関する事務を処理する場合

(関係府省庁：国土交通省)
- ・自動車損害賠償保障法（昭 30 法 97）に基づき、国土交通省が、保障事業によって自動車事故の被害者に損害を補填した場合において、本来の損害賠償責任者に対して行う求償に関する事務を処理する場合

(関係府省庁：国土交通省)
- ・首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭 33 法 98）に基づき、地方公共団体が工業団地造成事業の施行に関する事務を処理する場合

(関係府省庁：国土交通省)
- ・新住宅市街地開発法（昭 38 法 134）に基づき、地方公共団体等が新住宅市街地開発事業の施行に関する事務を処理する場合

(関係府省庁：国土交通省)
- ・近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭 39 法 145）に基づき、地方公共団体が工業団地造成事業の施行に関する事務を処理する場合

(関係府省庁：国土交通省)
- ・河川法（昭 39 法 167）に基づき、国土交通省等が河川法違反者等に対して行う監督処分に関する事務を処理する場合

(関係府省庁：国土交通省)

- ・流通業務市街地の整備に関する法律（昭 41 法 110）に基づき、地方公共団体等が流通業務団地造成事業の施行に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：国土交通省）
 - ・都市再開発法（昭 44 法 38）に基づき、地方公共団体等が市街地再開発事業の施行に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：国土交通省）
 - ・新都市基盤整備法（昭 47 法 86）に基づき、地方公共団体が新都市基盤整備事業の施行に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：国土交通省）
 - ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭 50 法 67）に基づき、地方公共団体等が住宅街区整備事業の施行に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：国土交通省）
 - ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平 9 法 49）に基づき、地方公共団体等が防災街区整備事業の施行に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：国土交通省）
 - ・土壤汚染対策法（平 14 法 53）に基づき、都道府県等が土地所有者等に対して行う土壤の特定有害物質による汚染の状況に係る調査の命令に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：環境省）
- (ii) 本人等の請求による住民票の写し等の交付（12 条から 12 条の 4）については、令和 6 年度中に「住民基本台帳事務処理要領」（昭 42 自治省行政局長通知）を改正し、押印を不要とする。
- (iii) 住民基本台帳に記録されている者からの申出（14 条 2 項）による住民票の記載事項（7 条）の修正については、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう、転入日の修正など他の市区町村に影響がある場合に当該市区町村に対する通知を行うことを徹底するため、市区町村に令和 6 年度中に通知する。
- (iv) 住民基本台帳法に基づく届出等への署名については、令和 6 年度中に省令を改正し、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）6 条 4 項に基づき、対面で届出者等の本人確認を行った上で、

窓口に設置された電子計算機の映像面上で氏名を記入する方法により代替できることを明確化する。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

(v) 住民基本台帳ネットワークシステム利用端末については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和7年度中に、障害が発生した際に障害解析用のログを別の端末から専用回線を通じて取得できる機能を実装する。

(vi) 住民票への旧氏の記載の請求（施行令30条の14第1項）等を含む住民基本台帳に関する事務の処理については、請求者及び市区町村の負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている広域交付の公用請求（戸籍法（昭22法224）118条から120条の3）の仕組みを活用することにより、旧氏に係る請求における戸籍謄本等の添付を不要とするよう、令和7年中に政令を改正する。
- ・旧氏に係る請求のオンライン化が可能となるよう、令和7年中に省令を改正するとともに、市区町村においてマイナポータルに手続きを登録すれば、オンラインで請求を受け付けることができる旨を市区町村に周知する。
- ・同一市区町村内の公用請求を行う際の事務負担を軽減するための方策について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：法務省)

(vii) 転入届（22条1項）のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について、令和6年度を目途に検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(viii) 住民票の写し等の交付（12条から12条の4）については、交付件数の削減により市区町村の事務負担を軽減するため、住民基本台帳ネットワークシステム（以下この事項において「住基ネット」という。）や個人番号カードの活用による基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）のオンライン取得を促進する。特に、既に住基ネットが利用可能な事務

については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和6年度中に通知する。その上で、住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

(ix) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用については、市区町村の事務負担を軽減するため、各市区町村でコミュニケーションサーバを運用することに代わる方策等について、住民記録システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行状況等を踏まえて検討し、令和12年に予定されている機器の更改までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(13) 住民基本台帳法（昭42法81）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

統合端末を住民基本台帳ネットワークシステムに無線接続することについては、個人情報漏えい等のリスクに対する情報セキュリティを確保する方策について、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会での議論を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(14) 住民基本台帳法（昭42法81）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

以下に掲げる場合については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとするとともに、情報提供ネットワークシステムを使用して必要な情報の提供を受けることができるものとする。

・家畜改良増殖法（昭25法209）に基づき、都道府県が家畜人工授精師の免許に関する事務を処理する場合〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁及び農林水産省)

(15) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）及び介護保険法（平 9 法 123）

後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務については、行政機関間の情報連携基盤（以下この事項において「公共サービスマッシュ」という。）の仕様や関係機関の公共サービスマッシュへの接続時期を踏まえ、当該事務に係る書類の電子データによる提供を可能とするため、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和 10 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：財務省、文部科学省及び厚生労働省）

(16) 救急救命士法（平 3 法 36）

ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定（以下この事項において「認定」という。）については、速やかな認定に資すると考えられる取組についての情報提供の在り方を検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(17) 介護保険法（平 9 法 123）

特定入所者介護サービス費の支給（51 条の 3）に係る非課税年金勘案の事務については、現行のマイナンバー制度における情報連携により非課税年金情報の把握が適切に行えるかを精査した上で、データ標準レイアウトの改版の必要性なども含めて、市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：財務省、文部科学省及び厚生労働省）

(18) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平 10 法 117）

脱炭素化推進事業債の対象事業の確認に当たって求められる地方公共団体実行計画（事務事業編）（21 条 1 項）の記載内容については、地方公共団体の判断に委ねており、脱炭素化推進事業債の起債のために必ずしも事業実施の都度、計画の改定が必要となるような個別事業ごとの詳細な記載を求める

ものではないことを踏まえ、脱炭素化推進事業債及び同意等基準の趣旨について、令和6年度中に地方公共団体に周知する。

(関係府省庁：環境省)

(19) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平 14 法 153)

個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の暗証番号の変更及び再設定を法定代理人が行う場合の手続については、法定代理人及び市区町村の負担を軽減するため、照会書兼回答書の提出を不要とする方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(20) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平 14 法 153) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平 25 法 27)

(i) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書のうち、個人番号カード用署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律3条1項)に加えて、個人番号カード用利用者証明用電子証明書(同法22条1項)に係る暗証番号の再設定について、コンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とし、その旨を市区町村に通知した。

[措置済み(令和6年8月30日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室事務連絡)]

(ii) 個人番号カードの交付等の手続については、市区町村の事務負担の軽減及び事務処理誤りの防止の観点から、記載内容の整合を図るよう「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」(平27総務省自治行政局長通知)及び「公的個人認証サービス事務処理要領」(平16総務省自治行政局長通知)を改正し、市区町村に令和7年中に通知する。

(iii) 個人番号カードの記載事項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律2条7項及び同法施行令1条)及び公的個人認証サービスについては、「次期個人番号カードタスクフォース最終とりまとめ」(令6デジタル庁)を踏まえ、令和8年を一つの視野

に入れ検討を進めている次期カードから、以下の措置を講ずる。

- ・個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間については、市区町村及び申請者の負担を軽減するため、個人番号カードの有効期間に合わせて10年に延長する。あわせて、現行カードの電子証明書の更新の際に次期カードへの切替えを促進する。

〔再掲〕

- ・個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新手続については、市区町村及び申請者の負担を軽減するため、郵便局での更新体制の整備を推進するとともに、有効期限の1年前からの更新申請を可能とする。〔再掲〕
- ・個人番号カードの記載事項のうち性別については、記載を廃止する。

〔再掲〕

- ・個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書のうち、署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律3条1項）以外のものに係る暗証番号については、マイナポータルアプリで再設定を可能とする。

〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

- (iv) 個人番号カードに搭載される署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律3条1項）が住民票の異動等により失効した場合（同法15条1項2号）の再発行の手続又は個人番号カードの交付若しくは引渡しを代理人が受ける場合の手続については、代理人及び市区町村の負担を軽減するため、代理権を有すると認められる保佐人及び補助人を、法定代理人に含める方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (v) 公的個人認証サービスにおける電子証明書の交付状況の記録については、市区町村の事務負担を軽減するため、「公的個人認証サービス事務処理要領」（平16総務省自治行政局長通知）における交付記録簿の記載事項を見直すことについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、市区町村から地方公共団体情報システム機構に交付状況の照会を可能とすることについては、市区町村の意見を踏まえつつ、その必要

性について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (vi) 賦課期日（地方税法（昭25法226）39条及び318条）以降に他の市区町村に転出した者に係る当該年の個人住民税の課税（非課税）証明書をコンビニエンスストアの情報キオスク端末により取得可能とすることについては、市区町村における当該証明書の交付事務の実態を調査し、その結果等を踏まえ、コンビニ交付サービスに係るシステムの改修を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(21) 地方独立行政法人法（平15法118）及び産業競争力強化法（平25法98）

公立大学法人による出資については、以下のとおりとする。

- ・認定特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者及び教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。

（関係府省庁：文部科学省及び経済産業省）

- ・指定国立大学法人のみに認められている研究成果活用事業者（指定国立大学研究成果活用事業者）への出資については、指定国立大学法人における実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に公立大学法人への拡大を検討する。

（関係府省庁：文部科学省）

(22) 統計法（平19法53）

- (i) 国勢調査（5条2項）については、調査員の負担軽減及び担い手の確保並びに情報漏えいリスクの軽減の観点から、以下のとおりとする。

- ・令和7年に実施予定の次回調査に向けて、日本郵便株式会社に対し、郵便局員の調査員への登用について協力要請を行うとともに、民間委託を含め、関係者の協力等が得られるよう必要な環境を整備する。また、郵送配布方式を試行的に導入するとともに、オンライン回答率の向上を図るため、オンライン調査システムの機能改善を行う。
- ・令和12年に実施予定の次々回調査に向けて、令和9年度以降に想定される試験調査の検証結果等を踏まえ、郵送配布方式による調査対象の

拡大及びオンライン回答率の向上に資する方策について検討し、令和 11 年秋を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (ii) 経済センサス - 活動調査については、令和 8 年に実施予定の次回調査に向けて、調査員の負担軽減及び担い手確保並びに情報漏えいリスクの軽減に資するよう、試験調査の検証結果等を踏まえ、郵送配布方式による調査対象を拡大する方向で検討し、令和 7 年春を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、次回調査において、回答内容の審査に係る都道府県の事務負担を軽減するため、オンライン調査システムの機能改善を行う。

(関係府省庁：経済産業省)

- (iii) 毎月勤労統計調査については、調査員の負担軽減のため、令和 7 年度までに同調査の在り方に関する調査・分析を行う。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：厚生労働省)

- (iv) 漁業センサスについては、令和 10 年に実施予定の次回調査に向けて、前回調査の結果及び他の統計調査の取組を踏まえ、郵送配布方式の導入を含めた調査員の負担軽減及び担い手確保並びに情報漏えいリスクの軽減に資する方策並びにオンライン回答率の向上に資する方策について検討し、令和 9 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：農林水産省)

- (v) 農林業センサスについては、令和 12 年に実施予定の次々回調査に向けて、令和 7 年に実施予定の次回調査の結果及び他の統計調査における取組を踏まえ、郵送配布方式の導入を含めた調査員の負担軽減及び担い手確保並びに情報漏えいリスクの軽減に資する方策並びにオンライン回答率の向上に資する方策について検討し、令和 10 年夏を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：農林水産省)

- (vi) 労働力調査、小売物価統計調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査については、調査員の負担軽減及び担い手確保並びに情報漏えいリスクの軽減に資する方策並びにオンライン回答率の向上に資する方策について検討し、令和 8 年以降に行うそれぞれの次

回調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(23) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

- (i) 通知カードの紛失時の届出に係る事務（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令元法 16）附則 6 条）については、市町村（特別区を含む。）の負担を軽減するため、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」（平 27 総務省自治行政局長通知）を改正し、他の届出等に通知カードを紛失した旨を記載することにより、紛失届に代えることができることとした。

[措置済み（令和 5 年 12 月 8 日付け総務省自治行政局長通知）]

- (ii) 個人番号カードを紛失又は焼失した場合の再交付申請時における疎明資料の提出（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平 26 総務省令 85）28 条 3 項）については、遺失届受理番号等が記載された個人番号カード紛失届や罹災証明書の提出が困難な場合等には、紛失又は焼失の経緯を記載した書類を提出することで再交付が可能となる事例を市区町村に周知した。

[措置済み（令和 6 年 9 月 30 日マイナンバーカードの特急発行の仕組みに係る担当職員向け説明会）]

- (iii) 暗証番号の設定が不要な個人番号カード（顔認証マイナンバーカード）における健康保険証利用の申込みについては、申請者の負担軽減に資するよう、代理人による手続の場合においても、市区町村窓口において職員による利用登録の代行を可能とし、市区町村に通知した。[再掲]

（関係府省庁：デジタル庁及び厚生労働省）

[措置済み（令和 6 年 12 月 6 日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室、厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）]

- (iv) 住民基本台帳システムへの誤入力に伴う個人番号カードの失効に係る対応については、以下のとおりとする。

・住民基本台帳システムへの誤入力に伴う個人番号カードの失効に係る

取消機能の追加等については、次期個人番号カードに係るシステム構築の中で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

- ・当面の措置として、住民基本台帳システムへの誤入力等により本人の責によらず個人番号カードが失効した住民については、当該住民の負担軽減のため、個人番号カードを申請から1週間以内で交付できる特急発行の対象とした。〔再掲〕

〔措置済み（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第18号））〕

（関係府省庁：デジタル庁）

（24）地方公共団体情報システム機構法（平25法29）

デジタル基盤改革支援補助金については、以下のとおりとする。

- ・交付決定の迅速化を図るため、申請書類の簡素化を行い、地方公共団体に令和6年度中に通知する。
- ・交付決定前着手の導入について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・デジタル基盤改革支援基金の設置年限について、令和6年度中に検討を行い、必要な措置を講ずる。

（25）難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50）

指定難病の医療費助成制度における、高額療養費制度の所得区分情報については、令和7年中にオンライン資格確認等システムを活用することにより、医療受給者証（7条4項）への記載を不要とする。

（関係府省庁：財務省、文部科学省及び厚生労働省）

（26）社会保障・税番号制度システム整備費補助金

社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち、中間サーバーに係る申請については、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱」

（平26総務省）を改正し、地方公共団体情報システム機構が整備する中間サーバーを活用する場合は、全ての添付書類の省略を可能とした。

[措置済み（令和6年2月14日付け総務大臣通知）]

(27) マイナンバーカード交付事務費補助金

マイナンバーカード交付事務費補助金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の意見を聴いた上で、令和6年度中の可能な限り早期に申請様式の改正を行うとともに、「マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱」（平 27 総務省）を改正し、交付対象経費を明確化する。

(28) 政府調達に関する協定を改正する議定書（平 26 条約 4）によって改正された政府調達に関する協定（平 7 条約 23）に基づき都道府県及び指定都市が行う公示に関する事務

「県報又は市報に相当するもの」（附属書Ⅲ）については、WTO 政府調達協定及び政府調達に関する規定を有するその他の経済連携協定等の国際約束の規定により必要とされる公示に関する要件を満たす限り、県報又は市報に代えて、公示を電子的媒体により行うことが可能であることを、都道府県及び指定都市に令和6年度中に周知する。

（関係府省庁：外務省）

(29) 白書等の送付に係る事務

以下の資料については、令和6年度以降、紙媒体の送付を行わないこととし、電子データを各所管府省のホームページで公表した際に、その旨を地方公共団体に周知する。

・地方自治月報

(30) 印鑑登録証明事務

市区町村における印鑑の登録申請手続については、市区町村において今後検討されるオンライン化の具体的な方法等を踏まえ、「印鑑登録証明事務処理要領」（昭 49 自治省行政局振興課長通知）の改正について、引き続き検討する。

(31) 道府県税の課税状況等に関する調

道府県税の課税状況等に関する調については、以下の措置を講ずる。

- ・法人関係税については、調査項目の整理を行った上で、一部調査様式の統合について検討し、都道府県に令和6年度中に通知する。
- ・自動車関係税については、調査項目の整理を行った上で、類似の調査との統合又は調査様式の共通化について検討し、都道府県に令和6年度中に通知する。

(32) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）2条10項）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。）における無線LANの利用等については、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会での議論を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(33) 調査・照会（一斉調査）システム

消防庁が行う調査及び通知については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度以降、原則として、調査・照会（一斉調査）システムを活用して実施する。

【法務省】

(1) 戸籍法（昭22法224）

- (i) 独身証明書については、戸籍情報連携システムを活用して本籍地以外の市区町村において交付することも可能とし、その旨を市区町村に令和6年度中に通知する。
- (ii) 都道府県が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求（以下この事項において「公用請求」という。）については、都道府県の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。
 - ・戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を都道府県がオンラインで公用請求することが開始できるよう、令和8年度中に法制上の措置を講ずる。〔再掲〕

- ・同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている広域交付の公用請求（118条から120条の3）の仕組みについて、都道府県が行う事務に関し、特定の市区町村との合意の下で当該仕組みを利用可能となる方策を市区町村の意見を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
（関係府省庁：総務省）

（2）戸籍法（昭22法224）及び住民基本台帳法（昭42法81）

国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために戸籍法10条の2第2項及び住民基本台帳法12条の2第1項等の規定に基づいて行う戸籍謄本及び住民票の写し等の交付の請求については、交付に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、標準的な請求様式を定め、関係する府省庁及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

（3）人権擁護委員法（昭24法139）

人権擁護委員の推薦（6条3項）については、以下のとおりとする。

- ・地域の実情を踏まえ、必要に応じて、人権擁護委員の適任者に関する情報を法務局及び地方法務局を通じて市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）に提供するよう、業界団体に協力を依頼する。
- ・地域の実情を踏まえ、令和7年度から、順次、市町村と法務局及び地方法務局との間で、人権擁護委員の適任者の確保に関する意見交換の場を設けることについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（4）地方税法（昭25法226）

不動産番号を含む登記情報については、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に係る税務システムの円滑な運用に資するよう、登記所から地方公共団体への情報提供の方策を検討し、登記所及び地方公共団体に令和7年中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）

(i) 在留カードの紛失等による再交付の申請（19 条の 12 第 1 項）については、申請者及び都道府県の事務負担を軽減するため、在留カードの所持を失ったことの確認に当たって、警察の発行する遺失届出証明書等の提出を不要とすることの可否について検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：警察庁）

(ii) 在留資格の変更（20 条）及び在留期間の更新（21 条）については、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 6 年度改訂）」（令和 6 年 6 月 21 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）に基づいて、住民税等に滞納がある外国人への対応について、引き続き検討する。

(6) 水道法（昭 32 法 177）

指定給水装置工事事業者の指定の申請（25 条の 2）、更新の申請（25 条の 3 の 2）及び変更の届出（25 条の 7）における登記事項証明書の添付については、当面の措置として、現行の登記情報連携システムの利用推進及び地方公共団体への大幅な利用拡大により添付省略を更に推進するとともに、令和 7 年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とする。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁及び国土交通省）

(7) 住居表示に関する法律（昭 37 法 119）

住居表示の実施手続（3 条）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減するため、市町村長（特別区の長を含む。）が登記所に対して登記情報及び地図情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、市町村及び登記所に令和 6 年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

(8) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

(i) 以下に掲げる場合等については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステム（以下この事項において「住基ネット」という。）から本人確認情報の提供を受けることができるものとする。また、既に住基ネットが利用可能な事務については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和6年度中に通知する。

- ・ 恩赦法（昭22法20）に基づき、法務省が恩赦の上申に関する事務を処理する場合〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

- ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平15法110）に基づき、法務省が精神保健観察のための調査に関する事務を処理する場合〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

- ・ 不動産登記法（平16法123）に基づき、法務省が地図の備付けに関する事務を処理する場合〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

- ・ 更生保護法（平19法88）に基づき、法務省が保護観察のための調査に関する事務を処理する場合〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

- ・ 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平30法73）に基づき、法務省が遺言書の保管に関する事務を処理する場合〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

(ii) 住民票への旧氏の記載の請求（施行令30条の14第1項）等を含む住民基本台帳に関する事務の処理については、請求者及び市区町村の負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・ 同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている広域交付の公用請求（戸籍法（昭22法224）118条から120条の3）の仕組みを活用することにより、旧氏に係る請求における戸籍謄本等の添付を不要とするよう、令和7年中に政令を改正する。〔再掲〕

- ・ 旧氏に係る請求のオンライン化が可能となるよう、令和7年中に省令を改正するとともに、市区町村においてマイナポータルに手続きを登録すれば、オンラインで請求を受け付けることができる旨を市区町村に

周知する。〔再掲〕

- ・同一市区町村内の公用請求を行う際の事務負担を軽減するための方策について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：総務省)

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）

- (i) 産業廃棄物処理業の許可（14条1項又は6項）、特別管理産業廃棄物処理業の許可（14条の4第1項又は6項）及び産業廃棄物処理施設の許可（15条1項）等における登記事項証明書の添付については、当面の措置として、現行の登記情報連携システムの利用推進及び地方公共団体への大幅な利用拡大により添付省略を更に推進するとともに、令和7年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とする。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

- (ii) 産業廃棄物処理業の許可（14条1項又は6項）及び特別管理産業廃棄物処理業の許可（14条の4第1項又は6項）における欠格要件該当性等の審査に必要な情報を地方公共団体が照会する方法については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。

- ・犯歴情報の照会については、刑事手続のデジタル化の一環としてオンライン化の検討を進め、令和8年度中を目途に一定の方向性を示す。

(10) 不動産登記法（平16法123）

- (i) 公用請求については、当面の措置として、登記情報連携システムによる行政機関間の登記情報連携を活用した情報の取得をもって代えることができるよう、令和6年度から地方公共団体で試行を実施するとともに、令和7年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備し、当該データベースを活用した情報連携をもって、全国的に公用請求に代えることを可能とする。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

- (ii) 登記・供託オンライン申請システムを使用した地方公共団体の嘱託（16条）による土地及び建物の表示に関する登記については、添付資料の原本提示の省略を可能とする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(11) 人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平12法147）9条に基づく財政上の措置である旨を改めて都道府県及び指定都市に通知した。

[措置済み（令和6年8月30日付け法務省人権擁護局人権啓発課長通知）]

(12) 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続

登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、当面の措置として、現行の登記情報連携システムの利用推進及び地方公共団体への大幅な利用拡大により添付省略を更に推進するとともに、令和7年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とする。[再掲]

（関係府省庁：デジタル庁）

【外務省】

- (1) 政府調達に関する協定を改正する議定書（平26条約4）によって改正された政府調達に関する協定（平7条約23）に基づき都道府県及び指定都市が行う公示に関する事務

「県報又は市報に相当するもの」（附属書Ⅲ）については、WTO政府調達協定及び政府調達に関する規定を有するその他の経済連携協定等の国際約束の規定により必要とされる公示に関する要件を満たす限り、県報又は市報に代えて、公示を電子的媒体により行うことが可能であることを、都道府県及び指定都市に令和6年度中に周知する。[再掲]

（関係府省庁：総務省）

【財務省】

(1) 児童福祉法（昭 22 法 164）

小児慢性特定疾病の医療費助成制度における、高額療養費制度の所得区分情報については、令和 7 年中にオンライン資格確認等システムを活用することにより、医療受給者証（19 条の 3 第 7 項）への記載を不要とする。〔再掲〕
（関係府省庁：総務省、文部科学省及び厚生労働省）

(2) 生活保護法（昭 25 法 144）

保護の決定等に当たり行う要保護者等の収入の認定に関する事務（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭 36 厚生事務次官通知）第 8）については、マイナンバー制度における情報連携により取得した年金関連情報を市区町村における生活保護システムにおいて円滑に活用できるようにするため、生活保護システムの標準仕様書の改定について検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
（関係府省庁：総務省、文部科学省及び厚生労働省）

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 法 179）

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部（26 条 2 項）については、その趣旨を踏まえ、適切に都道府県知事の同意（施行令 17 条 2 項及び 3 項）を得る必要があることを、関係府省庁に令和 6 年度中に改めて通知する。

(4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭 40 法 100）

(i) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続（施行規則 1 条 1 項）については、以下の措置を講ずる。

- ・ 請求者がマイナポータルにより請求することができる仕組みを構築し、令和 7 年度中に運用を開始する。
- ・ 請求者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、戸籍謄本等の提出を不要とする要件を明確化するなど、特別弔慰金事務処理マニュアルを改定し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。また、次回特別弔慰金の請求期間開始までに、都道府県に対し、前回受給者情報に加え、前々回受給者情報を提供する。

(関係府省庁：厚生労働省)

- (ii) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を受ける権利の裁定（4条）については、令和6年度中に都道府県における事務の実態を調査した上で、AI等のデジタル技術を活用した都道府県の事務負担の軽減策を検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：厚生労働省)

(5) 住民基本台帳法（昭42法81）

以下に掲げる場合等については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステム（以下この事項において「住基ネット」という。）から本人確認情報の提供を受けることができるものとする。また、既に住基ネットが利用可能な事務については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和6年度中に通知する。

- ・関税法（昭29法61）等に基づき、財務省が関税等の徴収に関する事務を処理する場合〔再掲〕

(関係府省庁：総務省)

- ・とん税法（昭32法37）等に基づき、財務省がとん税等の徴収に関する事務を処理する場合〔再掲〕

(関係府省庁：総務省)

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）及び介護保険法（平9法123）

後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務については、行政機関間の情報連携基盤（以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。）の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、当該事務に係る書類の電子データによる提供を可能とするため、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和10年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：総務省、文部科学省及び厚生労働省)

(7) 介護保険法（平9法123）

特定入所者介護サービス費の支給（51 条の 3）に係る非課税年金勘案の事務については、現行のマイナンバー制度における情報連携により非課税年金情報の把握が適切に行えるかを精査した上で、データ標準レイアウトの改版の必要性なども含めて、市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省、文部科学省及び厚生労働省）

（8）難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病の医療費助成制度における、高額療養費制度の所得区分情報については、令和 7 年中にオンライン資格確認等システムを活用することにより、医療受給者証（7 条 4 項）への記載を不要とする。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省、文部科学省及び厚生労働省）

【文部科学省】

（1）学校教育法（昭 22 法 26）

（i）学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）（施行規則 56 条、79 条、79 条の 6、86 条及び 108 条）の指定申請に要する資料のうち、「実施計画書」については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、記載例の提示及び様式の簡素化を行い、令和 6 年 3 月に新たな様式をホームページに公表した。

〔措置済み（文部科学省ホームページ「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）（不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）について」にて公表）〕

（ii）区域外就学に係る協議（施行令 9 条 2 項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、当該協議を書面で実施する場合には、原則として、公印の押印が不要であり、オンラインによる協議も可能であることを明確化し、市区町村に令和 6 年度中に通知する。

（2）学校教育法（昭 22 法 26）、地方自治法（昭 22 法 67）、社会教育法（昭 24 法 207）及びスポーツ基本法（平 23 法 78）

学校施設の目的外使用については、営利目的か否かにかかわらず、学校の管理機関（社会教育法 44 条 2 項）の判断によって、学校教育上支障のない限り可能であることを、事例等を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。

（関係府省庁：経済産業省）

（3）児童福祉法（昭 22 法 164）

小児慢性特定疾病の医療費助成制度における、高額療養費制度の所得区分情報については、令和 7 年中にオンライン資格確認等システムを活用することにより、医療受給者証（19 条の 3 第 7 項）への記載を不要とする。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省、財務省及び厚生労働省）

（4）児童福祉法（昭 22 法 164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

保育所等における健康診断については、0 歳児から 2 歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

（5）栄養士法（昭 22 法 245）

栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設（以下この事項において「指定養成施設」という。）の指定等の申請及び届出に係る都道府県経由事務（施行令 9 条及び 12 条から 15 条）については、都道府県及び指定養成施設の意見を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（6）生活保護法（昭 25 法 144）

保護の決定等に当たり行う要保護者等の収入の認定に関する事務（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭 36 厚生事務次官通知）第 8）に

については、マイナンバー制度における情報連携により取得した年金関連情報を市区町村における生活保護システムにおいて円滑に活用できるようにするため、生活保護システムの標準仕様書の改定について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：総務省、財務省及び厚生労働省)

(7) 文化財保護法(昭25法214)

登録有形文化財建造物の現状変更(64条)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「登録有形文化財(建造物)の手引き2(登録後の各種届出)」(令3文部科学省文化庁文化財第二課)を改定し、現状変更に当たらない「維持の措置」(同条)に該当するか否かを判断するに当たって参考となる事例を充実した上で、地方公共団体に令和7年中に改めて通知する。

(8) 文化財保護法(昭25法214)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)

文化財保存事業費関係国庫補助金及び文化芸術振興費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、令和7年中に民間事業者向けの補助事業に係る契約事務手続等に関するマニュアル等を作成する。

(9) 文化財保護法(昭25法214)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金及び文化資源活用事業費補助金

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金(地域文化総合活用推進事業のうち「地域のシンボル整備等」及び「地域の伝統行事等のための伝承事業(国指定等)」に限る。)及び文化資源活用事業費補助金(「文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業」及び「文化財多言語解説整備事業」に限る。)の申請等の手続については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、申請等に係る新たなシステムの構築及びオンライン化等

を行う方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(10) 地方税法（昭25法226）

高等学校等就学支援金の支給に関する事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平22法18）4条）等については、都道府県が保護者等の収入状況を速やかに取得できるようにし、都道府県の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・高等学校等就学支援金等を受給しようとする生徒、保護者等向けのリーフレットにおいて、事前に個人住民税の申告が必要である旨を追記し、令和6年度中に周知する。〔再掲〕
- ・個人住民税の申告（317条の2）について、地方税ポータルシステム（eLTAX）及びマイナポータルにより行うことができる仕組みを令和7年中に構築する。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁及び総務省）

(11) 宗教法人法（昭26法126）

解散命令の手続（81条）については、都道府県の事務負担の軽減のため、令和6年度から、国が都道府県に全額補助する仕組みを構築している不活動宗教法人対策推進事業の内容等に係る都道府県の担当者向け説明会を開催するとともに、補助金を活用した弁護士等への委託事例を都道府県に令和7年中に周知する。

(12) 学校図書館法（昭28法185）

司書教諭（5条）については、業務負担の軽減及び地方公共団体における柔軟な人事配置に資するよう、司書教諭講習修了者の増加を図るため、以下の措置を講ずる。

- ・司書教諭講習については、オンライン及びオンデマンドを活用し、実施時期について柔軟な対応を検討するよう、大学及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。
- ・司書教諭講習相当科目を大学の教職課程において選択科目として取り入れるよう、大学に令和6年度中に協力要請を行う。

- ・司書教諭講習修了者が特定の教科の教諭に偏らないよう、多様な教科における学校図書館の活用事例について、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

(13) 調理師法（昭33法147）

調理師免許の要件（3条）を満たすか否かの確認については、申請者及び都道府県の負担を軽減するため、令和6年度中に省令を改正し、学校教育法（昭22法26）57条に規定する者であることを証する書類の提出を不要とする。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁及び厚生労働省）

(14) 製菓衛生師法（昭41法115）

製菓衛生師試験の受験資格（5条）の確認については、受験者及び都道府県の負担を軽減するため、「製菓衛生師試験について」の一部改正について」（平12厚生省生活衛生局長通知）に基づき、学校教育法（昭22法26）57条に規定する者であることを証する書類の提出は不要であることを明確化し、改めて都道府県に令和6年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁及び厚生労働省）

(15) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）及び介護保険法（平9法123）

後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務については、行政機関間の情報連携基盤（以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。）の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、当該事務に係る書類の電子データによる提供を可能とするため、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和10年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省、財務省及び厚生労働省）

(16) 介護保険法（平9法123）

特定入所者介護サービス費の支給（51 条の 3）に係る非課税年金勘案の事務については、現行のマイナンバー制度における情報連携により非課税年金情報の把握が適切に行えるかを精査した上で、データ標準レイアウトの改版の必要性なども含めて、市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省、財務省及び厚生労働省）

（17）独立行政法人日本学生支援機構法（平 15 法 94）

独立行政法人日本学生支援機構による貸与型奨学金及び給付型奨学金（14 条及び 17 条の 2）の予約採用手続については、申請者及び地方公共団体が設置する高等学校等の事務負担を軽減するため、令和 7 年度の申請手続から以下の措置を講ずる。

- ・生徒及び生計を維持する者のマイナンバーについて、オンラインにより提出することとする。
- ・「貸与奨学金確認書」及び「給付奨学金確認書」について、高等学校等を経由せず、申請者から独立行政法人日本学生支援機構に直接提出することとする。

（18）地方独立行政法人法（平 15 法 118）及び産業競争力強化法（平 25 法 98）

公立大学法人による出資については、以下のとおりとする。

- ・認定特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者及び教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省及び経済産業省）

- ・指定国立大学法人のみに認められている研究成果活用事業者（指定国立大学研究成果活用事業者）への出資については、指定国立大学法人における実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に公立大学法人への拡大を検討する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

（19）統計法（平 19 法 53）

- (i) 地方教育費調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、具体的な事務処理方法等を例示し、当該調査に関する地方公共団体向けの説明等を通じて、地方公共団体に令和7年中に周知する。
- (ii) 子供の学習費調査については、以下のとおりとする。
 - ・調査票の回収に係る事務については、都道府県における開封及び点検作業の負担軽減策を講じ、その旨を令和7年中に都道府県に周知する。
 - ・令和9年度の当該調査に向け、調査票の回収業務を都道府県を經由せずに文部科学省において対応すること、調査実施学校の選定者を都道府県から調査の実施主体である文部科学省へ変更すること及び幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することを検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(20) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

- (i) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算 I（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）1 条 21 号）に係る事務については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、算定方法の解釈を示した FAQ の作成、提出書類の簡素化を行い、地方公共団体に通知した。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

〔措置済み（令和6年4月12日付けこども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知、令和6年7月29日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）〕
- (ii) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき構築を進める施設管理プラットフォームについては、独自に施設型給付費（27 条 1 項）及び地域型保育給付費（29 条 1 項）（以下この事項において「給付費」という。）の申請に係るシステムを構築した地方公共団体の意見も聴きつつ開発するとともに、給付費の加算認定等に係る事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する機能を搭載した上で、令和7年度末までに試行運用を開始し、令和8年度から全国展開を進める。また、令和9年度までに広域利用に対応した機能を搭載する。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁及びデジタル庁)

(21) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病の医療費助成制度における、高額療養費制度の所得区分情報については、令和 7 年中にオンライン資格確認等システムを活用することにより、医療受給者証（7 条 4 項）への記載を不要とする。〔再掲〕

(関係府省庁：総務省、財務省及び厚生労働省)

(22) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平 28 法 105）

夜間中学（14 条）の教育活動におけるオンラインの活用については、当該教育活動の充実を図る観点を含め、遠隔教育特例制度（学校教育法施行規則（昭 22 文部省令 11）77 条の 2）について、告示を改正し、告示に掲げる基準を満たしていると認められる場合には、これまで、実施要項に基づき、実施計画書の提出により文部科学大臣の指定を受けることとしていた手続を不要とした上で、各都道府県教育委員会等の適切な関与の下で「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施を可能とし、遠隔教育の活用に関する留意事項等と併せて、都道府県教育委員会等に通知した。

〔措置済み（学校教育法施行規則第 77 条の 2 の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する件（令和 6 年文部科学省告示第 47 号）、令和 6 年 3 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局長通知、令和 6 年 3 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室、参事官（高等学校担当）付事務連絡）〕

(23) 地域文化財総合活用推進事業及び伝統文化親子教室事業

地域文化財総合活用推進事業（「地域文化遺産・地域計画等」、「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」及び「日本遺産等」）及び伝統文化親子教室事業については、応募書類の取りまとめに係る事務負担を軽減するため、都道府県による応募書類の不備の確認や修正が不要である旨を明確化し、都道府県に通知した。

[措置済み（令和5年10月16日付け文化庁参事官（生活文化創造担当）事務連絡、令和5年11月29日付け文化庁参事官（生活文化創造担当）付伝統行事振興担当事務連絡、令和6年4月16日付け文化庁参事官（文化拠点担当）通知）]

(24) 地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び文化部活動の地域移行等に向けた実証事業

地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び文化部活動の地域移行等に向けた実証事業における申請や完了報告等の手続については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、令和6年度の完了報告から、事務連絡の発出時期の統一及び様式の共通化を図るとともに、令和7年度から、申請や完了報告等の手続に係る書類の提出時期の統一及び募集要項等の一部の共通化を図る。

(25) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、提出書類の入力事項の削減、様式の見直し、入力時の注意事項の整理、一覧性のある記入要領の作成等の措置を講ずるとともに、「文部科学省 WEB 調査システム（EduSurvey）」を活用したオンライン申請を試行的に実施した。

[措置済み（令和6年5月15日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室事務連絡）]

(26) 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）

高校生等奨学給付金については、申請先が高等学校等就学支援金と異なり、保護者等の住所地の都道府県であることによって生じる都道府県、高等学校等の事務負担を軽減するため、申請者に分かりやすい周知方法を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせることで、申請者にとって分かりやすい制度にすることについては、都道府県へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【厚生労働省】

(1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明 32 法 93）、墓地、埋葬等に関する法律（昭 23 法 48）及び生活保護法（昭 25 法 144）

市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条、墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項並びに生活保護法 18 条 2 項及び 76 条）については、「遺留金等に関する実態調査」の結果に基づく総務大臣からの勧告（令和 5 年 3 月）を踏まえつつ、金融機関における預貯金の引き出しへの対応状況等に係る実態調査を行った上で、地方公共団体が当該事務を円滑に実施するための方策について検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：金融庁）

(2) 健康保険法（大 11 法 70）及び介護保険法（平 9 法 123）

健康保険法 63 条 3 項 1 号の規定により指定された保険医療機関又は保険薬局の一覧表については、都道府県等の事務負担を軽減するため、地方厚生（支）局から都道府県等に対して編集可能な形式の電子ファイルで送付するよう、地方厚生（支）局に令和 6 年度中に通知する。

(3) 労働基準法（昭 22 法 49）

政府共通の電子申請システム（以下この事項において「e-Gov 電子申請サービス」という。）を活用した時間外労働・休日労働に関する協定届（36 条 1 項。以下この事項において「36 協定届」という。）については、e-Gov 電子申請サービスの様式上の入力必須項目に必要最小限の内容を記入した上で、詳細な情報が記載された労使協定書等を添付することにより、届出が可能であることを明確化し、地方公共団体、事業者及び労働基準監督署に令和 6 年度中に周知する。

また、e-Gov 電子申請サービスとの API 連携により、労働条件ポータルサイトから 36 協定届の電子申請ができるようにするとともに、前回の届出時に記入した内容を自動で入力できるよう、令和 6 年度中に当該ポータルサイトの

改修を行う。

(4) 児童福祉法（昭 22 法 164）

小児慢性特定疾病の医療費助成制度における、高額療養費制度の所得区分情報については、令和 7 年中にオンライン資格確認等システムを活用することにより、医療受給者証（19 条の 3 第 7 項）への記載を不要とする。〔再掲〕
（関係府省庁：総務省、財務省及び文部科学省）

(5) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び民生委員法（昭 23 法 198）

民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法 6 条 1 項及び児童福祉法 16 条）については、一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員・児童委員が他の市区町村に転出後も、転出前の担当区域において引き続き民生委員・児童委員として活動可能となるよう見直した上で、令和 7 年中に地方公共団体及び関係団体に周知する。

また、地方公共団体及び関係団体の意見を踏まえつつ、民生委員協力員の配置推進など民生委員・児童委員の担い手確保のために必要な措置を講ずる。
〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

(6) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び雇用保険法（昭 49 法 116）

育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、省令を改正し、公共職業安定所（ハローワーク）において延長可否を判断することを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に通知した。
〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

〔措置済み（雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 47 号）、令和 6 年 4 月 5 日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡、令和 6 年 6 月 28 日付け厚生労働省職業安定局長通知）〕

(7) 児童福祉法（昭 22 法 164）、介護保険法（平 9 法 123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

(i) 介護サービス及び障害福祉サービスの災害時情報共有システムに登録された社会福祉施設等の被災状況については、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）に集約し、令和6年度中に都道府県が一括して確認できるようにする。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

(ii) 災害時情報共有システムについては、以下のとおりとする。

- ・災害時情報共有システムへの介護サービス事業所の被災状況の登録については、市区町村による代理登録を可能とすることを検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

〔再掲〕

- ・災害時情報共有システムの対象施設については、保護施設における被災状況の報告に係る事務の実態を踏まえ、課題等を整理しつつ、保護施設を加えることについて引き続き検討する。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

（8）食品衛生法（昭22法233）

食品衛生法に基づく営業許可の申請（施行規則67条）に係る手数料の納付方法については、申請者並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この事項において「都道府県等」という。）の事務負担を軽減するため、オンライン化する方向で、都道府県等における実務の状況等を踏まえて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

（9）栄養士法（昭22法245）

栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設（以下この事項において「指定養成施設」という。）の指定等の申請及び届出に係る都道府県経由事務（施行令9条及び12条から15条）については、都道府県及び指定養成施設の意見を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：文部科学省）

(10) 墓地、埋葬等に関する法律（昭 23 法 48）

改葬の許可（5 条 1 項）の申請に係る埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（施行規則 2 条 2 項 1 号）については、申請者及び市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の負担を軽減するため、オンラインによる提出が可能であることを明確化し、市町村に令和 6 年度中に通知する。

(11) 予防接種法（昭 23 法 68）

予防接種済証（施行規則 4 条）については、令和 6 年度中に省令を改正し、市区町村長又は都道府県知事の氏名の記載を不要とする。

(12) 医師法（昭 23 法 201）

基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平 14 厚生労働省令 158）6 条 1 項 4 号）については、病院の入院患者の数が年間 2,700 人未満であっても、一定の条件を満たす場合には基幹型臨床研修病院として都道府県知事による指定が可能となるよう、「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平 15 厚生労働省医政局長通知）を改正し、都道府県に通知した。

[措置済み（令和 6 年 3 月 29 日付け厚生労働省医政局長通知）]

(13) 医師法（昭 23 法 201）、歯科医師法（昭 23 法 202）、保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）、死体解剖保存法（昭 24 法 204）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）、診療放射線技師法（昭 26 法 226）、歯科技工士法（昭 30 法 168）、臨床検査技師等に関する法律（昭 33 法 76）、理学療法士及び作業療法士法（昭 40 法 137）及び視能訓練士法（昭 46 法 64）

免許証（医師法 6 条 2 項、歯科医師法 6 条 2 項、保健師助産師看護師法 12 条 5 項、診療放射線技師法 8 条 1 項、歯科技工士法 6 条 2 項、臨床検査技師等に関する法律 6 条 2 項、理学療法士及び作業療法士法 6 条 2 項及び視能訓練士法 6 条 2 項）、認定証明書（死体解剖保存法 4 条 2 項）及び指定医証（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 2 条の 2 の 2）のデジタル化については、国家資格等情報連携・活用システムにおける資格情報の証

明及び提示機能の活用が進むよう環境を整備することについて、引き続き検討する。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

(14) 医師法（昭 23 法 201）、歯科医師法（昭 23 法 202）、保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）、死体解剖保存法（昭 24 法 204）、診療放射線技師法（昭 26 法 226）、歯科技工士法（昭 30 法 168）、臨床検査技師等に関する法律（昭 33 法 76）、理学療法士及び作業療法士法（昭 40 法 137）及び視能訓練士法（昭 46 法 64）

各法令で定められている免許等の申請（医師法施行令 3 条、歯科医師法施行令 3 条、保健師助産師看護師法施行令 1 条の 3 第 1 項、死体解剖保存法施行令 1 条、診療放射線技師法施行令 1 条の 2、歯科技工士法施行令 1 条の 2、臨床検査技師等に関する法律施行令 1 条、理学療法士及び作業療法士法施行令 1 条及び視能訓練士法施行令 1 条）等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用することにより、都道府県経由事務の負担軽減を図るとともに、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について引き続き検討し、それを踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

(15) 医師法（昭 23 法 201）及び医療法（昭 23 法 205）

豪雪地帯等公共交通の利用が著しく困難な地域において、患者が診療を受けることができるよう、オンライン診療を含む遠隔医療を幅広く推進する観点から、オンライン診療を導入している医療機関及び地域における取組事例について、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。

(16) 保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）

准看護師の登録事項の変更（施行令 3 条 3 項）等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、就業地の都道府県知事の経由を要しないこととする。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

**(17) 保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）、歯科衛生士法（昭 23 法 204）、
歯科技工士法（昭 30 法 168）及び看護師等の人材確保の促進に関する法律
（平 4 法 86）**

保健師助産師看護師法 33 条、歯科衛生士法 6 条 3 項及び歯科技工士法 6 条 3 項に基づく届出（以下この事項において「業務従事者届」という。）並びに看護師等の人材確保の促進に関する法律 16 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づく届出（以下この事項において「離職時等届出」という。）については、以下のとおりとする。

- ・業務従事者届に係るシステムについては、地方公共団体の負担を軽減するため、令和 6 年度中に、当該システムのユーザーインターフェースを改善するとともに、当該システムの利用に係る相談体制を強化する。
- ・離職時等届出については、看護師等への実態調査を令和 6 年度中に行った上で、都道府県が潜在的な看護人材の状況をより把握することができるよう、業務従事者届及び離職時等届出に係るシステムの統合も含めて届出の方法等について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(18) 医療法（昭 23 法 205）

標榜可能な診療科名（施行令 3 条の 2）については、患者が総合診療を担う医師の受診を希望する場合の医療へのアクセスの円滑化に資するよう、医学医術に関する学術団体の意見を踏まえつつ、総合診療科を追加することについて検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(19) 医療法（昭 23 法 205）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭 35 法 145）

医療機能情報提供制度（医療法 6 条の 3）及び薬局機能情報提供制度（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 8 条の 2）については、両制度に係る情報をオープンデータ化し、令和 6 年 9 月にホームページに公表した。

[措置済み（厚生労働省ホームページ「医療情報ネットのオープンデータ」にて公表）]

(20) 労働組合法（昭 24 法 174）

労働委員会の会議における委員のオンラインによる参加（労働委員会規則（昭 24 中央労働委員会規則 1）16 条の 2 第 2 項）については、「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会最終報告」（令和 5 年 10 月労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会）を踏まえ、委員のオンラインによる参加を認めた具体的な事例を調査・整理し、都道府県労働委員会に令和 6 年度中に通知する。

(21) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）

精神保健指定医の指定のための申請等（施行令 2 条の 2 から 2 条の 2 の 5）に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする。

[再掲]

（関係府省庁：デジタル庁）

(22) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45 条 1 項）及び自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 53 条 1 項）に係る手続については、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 [再掲]

（関係府省庁：デジタル庁）

(23) 生活保護法（昭 25 法 144）

(i) 費用返還義務（63 条）、費用等の徴収（77 条、77 条の 2 及び 78 条）

及び生活保護のためのその他の収入に基づき生じる債権については、地方公共団体における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平 27 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を改正し、債権の免除規定

(地方自治法施行令(昭22政令16)171条の7)が適用される旨を明確化した。

[措置済み(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知)]

- (ii) 生活保護制度の居住地特例(19条3項)の対象については、令和7年度から特定施設入居者及び介護老人福祉施設入所者(介護保険法(平9法123)8条27項に規定する介護福祉施設サービスを受けている場合に限る。)にも拡大することとし、その旨を地方公共団体に通知した。

[措置済み(生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第21号)、令和6年4月24日付け厚生労働省社会・援護局長通知)]

- (iii) 居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態を調査した上で、通知に関する基本的な考え方など事務の実施に当たって参考となる情報を整理し、地方公共団体に通知した。

[措置済み(令和6年5月2日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)]

- (iv) 生活保護制度における要保護者の扶養義務者の存否の確認のうち、要保護者からの申告に加えて実施することとされている戸籍謄本等による存否の確認については、当該確認事務の実施に係る地方公共団体の適切な判断に資するよう、個別の案件に応じ保護の実施機関の判断により省略が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

- (v) 生活保護法による指定介護機関(54条の2第1項)については、令和8年度から、介護保険法による変更の届出等(介護保険法(平9法123)75条1項)があった場合に、生活保護法上の届出(54条の2第5項及び6項において準用する50条の2)もあったものとして取り扱うこととする。

- (vi) 生活保護法による指定介護機関(生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)1条による改正前の生活保護法54条の2第1項)については、令和8年度から、介護保険法による指定の取消し等(介護保険法(平9法123)77条1項)が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等(54条の2第3項及び4項)も連動するよう取り扱うこととする。

(vii) 生活保護法に基づく資産及び収入の状況に係る報告（29 条）については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）の「第6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき開催される国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、オンライン化の推進方策について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：金融庁及びデジタル庁）

(viii) 保護の決定等に当たり行う要保護者等の収入の認定に関する事務（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭36 厚生事務次官通知）第8）については、マイナンバー制度における情報連携により取得した年金関連情報を市区町村における生活保護システムにおいて円滑に活用できるようにするため、生活保護システムの標準仕様書の改定について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省、財務省及び文部科学省）

(24) 狂犬病予防法（昭 25 法 247）及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭 48 法 105）

(i) 犬の所在地が変更された場合における旧所在地から新所在地への犬の登録原簿の送付（狂犬病予防法施行令2条の2第3項又は狂犬病予防法施行規則16条の6第2項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、令和6年度に実施する犬の登録原簿の管理方法についての全市区町村における実態調査の結果を踏まえ、犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの連携を含め、オンライン化に向けて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：環境省）

(ii) 犬の登録（狂犬病予防法4条1項）に係る手数料については、狂犬病予防法の特例制度（動物の愛護及び管理に関する法律39条の7）に市区町村の参加を促すため、マイクロチップの情報登録又は変更登録（同法39条の5又は39条の6）を行う機会を活用して、市区町村が容易に徴収可能となるよう、必要な措置を令和8年度中に講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁及び環境省）

(25) 社会福祉法（昭 26 法 45）

社会福祉主事任用資格要件（19 条 1 項）については、令和 6 年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(26) と畜場法（昭 28 法 114）

と畜場において都道府県知事（保健所設置市にあっては、市長）の行う検査（14 条 1 項から 3 項）については、と畜検査等の円滑な実施のための取扱いについて明確化し、効果的かつ効率的な検査の実施及び公衆衛生獣医師の確保の参考となる取組事例を含め、都道府県及び保健所設置市に通知した。

[措置済み（令和 6 年 3 月 27 日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知、令和 6 年 9 月 10 日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）]

(27) 厚生年金保険法（昭 29 法 115）

地方公共団体から日本年金機構に提出される被保険者賞与支払届（27 条）については、給与改定の際に生じる賞与額の増額分に関して、地方公共団体の事務負担を軽減するため、訂正によらず、追加支払分として政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）及びマイナポータルを活用したオンラインによる提出を可能とすることについて検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、地方公共団体から日本年金機構に提出される被保険者賞与支払届を含む各種届出書類に訂正が生じた場合の対応については、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）及びマイナポータルを活用したオンラインによる提出の可否について引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(28) 調理師法（昭 33 法 147）

(i) 調理師免許の要件（3 条）を満たすか否かの確認については、申請者及び都道府県の負担を軽減するため、令和 6 年度中に省令を改正し、学

学校教育法（昭22法26）57条に規定する者であることを証する書類の提出を不要とする。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁及び文部科学省）

（ii）調理師の免許申請（施行令1条及び施行規則1条2項）については、令和6年度中に省令を改正し、医師の診断書の添付を不要とする。

（iii）調理の業務に従事する調理師の届出（5条の2第1項）については、申請者及び都道府県の負担を軽減するため、都道府県及び関係団体の意見を踏まえつつ、その在り方について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当面の措置として、申請者及び都道府県の負担を軽減するため、届出をオンライン化している事例やその導入手順について令和6年度中に調査した上で、その結果を踏まえ、オンライン化に向けて参考となる情報を都道府県に令和7年中に通知する。

（29）国民健康保険法（昭33法192）

（i）国民健康保険の保険者努力支援制度（72条）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、国民健康保険保険者努力支援交付金と国民健康保険特別調整交付金の一部の事務に関して、交付決定、額の確定、精算等の時期及び手続を統一した。

〔措置済み（令和6年4月1日付け厚生労働事務次官通知）〕

（ii）国民健康保険調整交付金（72条）の申請事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ、調整交付金交付申請書作成システムについて、入力数値を自動転記する項目を増やす等の改修を実施し、その旨を地方公共団体に通知した。

〔措置済み（令和6年12月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）〕

（iii）国民健康保険療養給付費等負担金（70条）及び普通調整交付金（72条）の交付申請額算定事務については、国民健康保険システム標準化検討会における議論を踏まえて、以下に掲げる事項を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・全国の地方単独医療費助成制度を収録したマスタを、地方公共団体の

基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書に反映し、市区町村システムにおいて償還払いの金額や地方単独事業分の数値等の計算処理を可能とすること。

・当該計算処理データを報告用システムと連携可能とすること。

(iv) 国民健康保険料（税）の滞納整理に係る事務については、当該事務の円滑化を図る観点から、「国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて」（令6厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に基づく市区町村及び国民健康保険組合の運用状況を確認した上で、滞納者との接触の機会を確保する方策等について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(v) 被保険者資格喪失後の受診に伴う過誤調整については、被保険者資格のオンライン確認の普及により過誤の減少を図るとともに、令和8年度までに保険者間調整に係る事務の実態等に関する調査を実施し、必要に応じて、過誤を減少させるための仕組みの更なる強化について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(30) 国民健康保険法（昭33法192）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）

(i) 都道府県及び地方厚生（支）局における円滑な事務の実施に資するよう、保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容及び診療報酬の請求に関する指導、報告等（国民健康保険法41条1項及び45条の2第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律66条1項及び72条1項）に必要となる診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の収集の根拠を明確化し、都道府県及び地方厚生（支）局に令和6年度中に通知する。

(ii) 以下に掲げる措置に関する事務のうち、返還金同意書等については、都道府県及び地方厚生（支）局の円滑な事務の実施に資するよう、電磁的記録の提供を可能とし、地方厚生（支）局に令和6年度中に通知する。

・保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容及び診療報酬の請求に関する指導、報告等（国民健康保険法41条1項及び45条の2第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律66条1項及び72条1項）

- ・施設基準等に係る適時調査

(31) 国民健康保険法（昭33法192）及び介護保険法（平9法123）

高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請（国民健康保険法57条の3並びに介護保険法51条の2及び61条の2）については、市区町村及び被保険者の負担を軽減するため、市区町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とするよう、令和6年度以降にシステム改修を順次実施し、改修完了後、速やかに運用を開始する。

(32) 国民年金法（昭34法141）

国民年金第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更に係る事務については、当該事務の効率化を図るため、職権適用者の選定等の職権適用処理をシステムで完結できるようシステム改修を行うことにより、種別変更までの期間を1か月間短縮した。

[措置済み（システムによる種別変更処理を令和7年1月から実施）]

(33) 薬剤師法（昭35法146）

- (i) 薬剤師免許の申請（施行令3条）等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする。[再掲]

（関係府省庁：デジタル庁）

- (ii) 「医師・歯科医師・薬剤師届出票情報の提供に係る利用申出手引」（令2厚生労働省）に基づく薬剤師届出情報の提供（以下この事項において「情報提供」という。）については、以下のとおりとする。

- ・情報提供が可能な都道府県の範囲は限定されないことや、届出対象者の秘密の保護に欠けることなく、届出票情報の適正管理が確実に遵守されると認められる場合に、提供対象となる届出票情報について項目ごとに、提供可能であることを明確化し、都道府県に令和6年度中に通知する。
- ・都道府県が情報提供を受けるに当たり必要となる利用申請書類については、集計様式及び出力様式の記載例を示すなど、利用申出に係る都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得

る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(34) 老人福祉法（昭 38 法 133）及び介護保険法（平 9 法 123）

訪問介護サービス等の指定申請（介護保険法 70 条 1 項）については、電子申請・届出システムにより当該申請を行う際に、老人居宅介護等事業等の届出（老人福祉法 14 条）も同時に処理することができるよう、令和 6 年度に実施する調査研究事業の結果等を踏まえ、様式を共通化するなど手続のワンストップ化を実現する方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(35) 老人福祉法（昭 38 法 133）及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平 17 法 124）

経済的虐待を含む高齢者虐待への対応については、令和 6 年度に実施する高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業の結果を踏まえ、居住地市区町村の事務負担を軽減するため、地方公共団体向けの研修資料及び動画を作成し、ホームページで公表するとともに、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令 5 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を改訂し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。

(36) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭 40 法 100）

(i) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続（施行規則 1 条 1 項）については、以下の措置を講ずる。

- ・ 請求者がマイナポータルにより請求することができる仕組みを構築し、令和 7 年度中に運用を開始する。〔再掲〕
- ・ 請求者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、戸籍謄本等の提出を不要とする要件を明確化するなど、特別弔慰金事務処理マニュアルを改定し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。また、次回特別弔慰金の請求期間開始までに、都道府県に対し、前回受給者情報に加え、前々回受給者情報を提供する。〔再掲〕

（関係府省庁：財務省）

(ii) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を受ける権利の裁定（4 条）については、令和 6 年度中に都道府県における事務の実態を調査した上で、

AI 等のデジタル技術を活用した都道府県の事務負担の軽減策を検討し、令和 9 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

[再掲]

(関係府省庁：財務省)

(37) 製菓衛生師法（昭 41 法 115）

(i) 製菓衛生師試験の受験資格（5 条）の確認については、受験者及び都道府県の負担を軽減するため、「製菓衛生師試験について」の一部改正について」（平 12 厚生省生活衛生局長通知）に基づき、学校教育法（昭 22 法 26）57 条に規定する者であることを証する書類の提出は不要であることを明確化し、改めて都道府県に令和 6 年度中に通知する。[再掲]

(関係府省庁：デジタル庁及び文部科学省)

- (ii) 製菓衛生師の免許申請（施行令 1 条及び施行規則 1 条 2 項）については、令和 6 年度中に省令を改正し、医師の診断書の添付を不要とする。
- (iii) 製菓衛生師の免許証の様式（施行規則 3 条の別記様式）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 6 年度中に省令を改正し、用紙の大きさの指定を廃止する。

(38) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

以下に掲げる場合等については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステム（以下この事項において「住基ネット」という。）から本人確認情報の提供を受けることができるものとする。また、既に住基ネットが利用可能な事務については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和 6 年度中に通知する。

- ・児童福祉法（昭 22 法 164）に基づき、指定都市等が小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省庁：総務省)

- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭 62 法 30）に基づき、都道府県が、介護業務における喀痰吸引等の特定行為（同法附則 10 条 1 項）を行うために必要な認定証の交付に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省庁：総務省)

- ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）に基づき、指定都市が指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務を処理する場合 [再掲]
（関係府省庁：総務省）

(39) 職業能力開発促進法（昭 44 法 64）

職業訓練指導員試験（30 条 1 項）の実技試験及び学科試験の全部が免除される者（同条 5 項）については、都道府県の意見を聴いた上で、受験の申請及び職業訓練指導員免許の申請に係る手続を合理化する方策について省令・通知等の改正を含めて検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和 7 年度の可能な限り早期に必要な措置を講ずる。

(40) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく被保険者からの申請（施行規則 70 条等）については、オンラインによる申請が可能であること等を明確化し、地方公共団体及び後期高齢者医療広域連合に通知した。

[措置済み（令和 6 年 11 月 15 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）]

(41) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）及び介護保険法（平 9 法 123）

- (i) 高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請（高齢者の医療の確保に関する法律 85 条並びに介護保険法 51 条の 2 及び 61 条の 2）については、市区町村、後期高齢者医療広域連合及び被保険者の負担を軽減するため、市区町村又は後期高齢者医療広域連合の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とするよう、令和 6 年度以降にシステム改修を順次実施し、改修完了後、速やかに運用を開始する。
- (ii) 後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務については、行政機関間の情報連携基盤（以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。）の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、当該事務に係る書類の電子データによる提供を可能とするため、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等

について引き続き検討し、令和 10 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省、財務省及び文部科学省）

(iii) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、行政機関間の情報連携基盤（以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。）の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和 10 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(42) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平元法 64）

都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（4 条 1 項。以下この事項において「都道府県計画」という。）及び地域医療介護総合確保基金（6 条）については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余额について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当する場合は、過年度の都道府県計画の変更は不要とした。

〔措置済み（令和 6 年 10 月 8 日付け厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知）〕

(43) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平元法 64）、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療施設運営費等補助金、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金

以下に掲げる交付金等の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、仕入控除税額報告及び返還における事務手続を簡素化することとし、令和 7 年度の事業の実施に当たって必要な措置を講ずる。

- ・医療介護提供体制改革推進交付金（6 条）
- ・地域介護対策支援臨時特例交付金（同条）
- ・医療施設等施設整備費補助金
- ・医療施設等設備整備費補助金
- ・医療施設運営費等補助金

- ・医療提供体制施設整備交付金
- ・医療提供体制推進事業費補助金

(44) 救急救命士法（平 3 法 36）

ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定（以下この事項において「認定」という。）については、速やかな認定に資すると考えられる取組についての情報提供の在り方を検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
（関係府省庁：総務省）

(45) 介護保険法（平 9 法 123）

- (i) 訪問リハビリテーション事業所については、当該事業所を拡充する観点から、令和 6 年度介護報酬改定において、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があった場合には、当該事業所の指定があったものとみなすことを可能とした。

〔措置済み（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号））〕

- (ii) 地域包括支援センター（115 条の 46 第 1 項）の業務については、当該センターの業務負担を軽減するため、省令及び告示を改正し、以下の措置を講ずる。

- ・指定居宅介護支援事業者による介護予防支援の提供数の増加を図るため、居宅介護支援費の算定に当たって必要となる介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数の算出において、介護予防支援の提供を受ける利用者数に 2 分の 1 を乗じて件数に加えるとしていたところ、3 分の 1 を乗じて件数に加えるよう基準の見直しを行った。

〔措置済み（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 86 号））〕

- ・介護予防支援費について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた際に円滑に事業を実施できるよう、当該事業者が市区町村から指定を受けて実施する場合における報酬区分を新設した上で、

介護報酬の単位数の引上げを行った。

[措置済み（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号））]

- (iii) 中山間地域等に係る訪問介護員等の移動時間等を踏まえた介護報酬等については、地域の実情に応じ、持続可能なサービスの提供がなされるよう、令和6年度介護報酬改定において、訪問介護の特定事業所加算の体制要件に「中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること」等を追加する見直しを行った。

[措置済み（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号））]

- (iv) 地域包括支援センター（115条の46第1項。以下「センター」という。）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤職員の員数を、複数のセンターが担当する区域の第1号被保険者の数を合算した上で、当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ配置基準を満たすものとし、柔軟な職員配置を可能とした。

[措置済み（介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号））]

- (v) 介護保険制度の要介護認定及び要支援認定のオンライン申請における被保険者証等の添付書類については、被保険者及び市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減する観点から、オンラインによる提出を可能とし、地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和6年3月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡）]

- (vi) 介護保険法に基づく徴収金（22条3項）の徴収に関する事務については、その実効性を高めるとともに、監査事務の効率化及び迅速化に資するよう、「介護保険施設等に対する監査マニュアル」を策定し、地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和6年4月5日付け厚生労働省老健局長通知）]

(vii) 要介護認定及び要支援認定（27条及び32条）については、規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）に基づく令和9年度までの対応状況を踏まえつつ、市区町村の要介護認定及び要支援認定に要する期間の短縮に資する事務の効率化を図るため、主治医意見書の提出などの事務をデジタル化するために必要な措置を継続的に講じ、その進捗状況を公表する。

(viii) 特定入所者介護サービス費の支給（51条の3）に係る非課税年金勘案の事務については、現行のマイナンバー制度における情報連携により非課税年金情報の把握が適切に行えるかを精査した上で、データ標準レイアウトの改版の必要性なども含めて、市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省、財務省及び文部科学省）

(ix) 要介護認定及び要支援認定に係る申請代行（27条1項及び32条1項）については、社会保障審議会における議論を踏まえ、申請代行が可能な者の範囲について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(x) 中山間地域等に係る安定的な訪問介護（8条2項）の提供に資するための方策については、以下のとおりとする。

- ・離島等相当サービス（42条1項3号に掲げる指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である地域等において、被保険者が受けることができる指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスをいう。）については、当該サービスの運用実態や地方公共団体の意向等を調査し、活用の妨げとなり得る要因を分析した上で、中山間地域等における活用を促進する方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・既存資源等を活用した複合的な在宅サービスについては、調査研究事業における実証的な事業実施等により、その効果や影響の分析などを行い、社会保障審議会の意見を聴いた上で、地域の実情に応じた持続可能なサービスの在り方を検討し、令和8年度中に結論を得る。その

結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(46) 介護保険法（平 9 法 123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

介護老人保健施設の開設許可（介護保険法 94 条 1 項）を受けた者を医療型短期入所サービスの事業者の指定を受けたものとみなすことについては、令和 6 年度の障害福祉サービス等報酬改定が医療型短期入所サービス事業の指定に及ぼす効果を検証した上で、社会保障審議会障害者部会やこども家庭審議会障害児支援部会などにおける議論を踏まえ、その必要性を含めて検討し、令和 9 年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(47) 原子力災害対策特別措置法（平 11 法 156）

野生鳥獣肉の出荷制限の解除（20 条 2 項）については、引き続き、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平 23 原子力災害対策本部通知）に基づいて地方公共団体における個別の事情に応じて対応し、市町村など地理的な範囲が明確になる単位で解除する場合の具体的な解除条件の考え方について、出荷制限が設定されている地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：内閣府、農林水産省及び環境省）

(48) 次世代育成支援対策推進法（平 15 法 120）

養育里親及び親族里親が要保護児童を養育するための休暇については、次の行動計画策定指針（7 条 1 項）の見直しの際に、事業主が当該休暇を設けることが望ましい旨を当該指針に記載する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(49) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

(i) 障害福祉サービス等の提供（5 条）を行う事業所に係る報酬算定については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平 8 法 85）2 条 1 項の規定に基づき特定非常災害に指

定された場合だけでなく、特定非常災害に指定されていない場合においても、被災した都道府県が、障害福祉サービス事業所等の被害状況等を把握した結果、公共交通機関の寸断や事業所の倒壊等により、通所によるサービス提供が困難な状況が見込まれるなど、やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とする取扱い（以下この事項において「臨時的取扱い」という。）での支援が適当であると判断した場合には、国に個別に協議することとし、国が認めた場合は、被災した都道府県に臨時的取扱いを適用する旨を地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）]

- (ii) 障害支援区分の認定等のために市区町村が行う調査（20条2項。以下この事項において「認定調査」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて（その3）」（令3厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡）で示す要件を満たす場合は、当該事務連絡で臨時的な取扱いとしているオンラインによる認定調査を引き続き実施可能であることを明確化するとともに、オンラインによる認定調査及び調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合における囑託による調査の実施に係る質疑応答集を作成し、都道府県に文書で周知した。

[措置済み（障害支援区分認定に関するQ&A（質疑応答集）（令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課障害支援区分係））]

- (iii) 障害支援区分の認定及び支給要否決定のために市区町村が行う調査（20条2項）のうち、障害支援区分の認定を要しない場合の調査については、市区町村の事務負担を軽減するため、「介護給付費等の支給決定等について」（平19厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正し、障害支援区分の認定を行う場合の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市区町村において必要と考える調査を行うことでよいこととした。

[措置済み（令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福

祉部長、こども家庭庁支援局長通知)]

- (iv) 病院等の診察室内で居宅介護従業者が本人に代わって診療情報の聞き取りや受け答えなどを行うことについては、障害特性等によりやむを得ないと認められる場合には、居宅介護（5条2項）の通院等介助における移動介助の支援の一環として報酬算定の対象となることを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に周知する。
- (v) 障害福祉サービスの施設入所支援（5条10項）及び市区町村が行う地域生活支援事業の移動支援事業（77条1項8号）については、併用が可能であることを明確化し、具体的な併用事例と併せて、障害保健福祉関係主管課長会議を通じ、地方公共団体に令和6年度中に周知する。
- (vi) 市町村の地域生活支援事業（77条）に係る事務については、地方公共団体の意見を聴いた上で、障害者福祉システムの標準化の対象事務に追加することを検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(50) 自殺対策基本法（平18法85）

地域自殺対策強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）交付要綱」（令元厚生労働事務次官通知別紙）を改正し、仕入控除税額報告及び返還に係る事務手続を簡素化した。

[措置済み（令和6年3月29日付け厚生労働事務次官通知）]

(51) 統計法（平19法53）

- (i) 福祉行政報告例（報告表54表及び54の2表）については、地方公共団体の負担を軽減するため、令和6年度調査から年度報化し、その旨を地方公共団体に通知した。[再掲]

（関係府省庁：こども家庭庁）

[措置済み（令和6年3月11日付け厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）通知）]

- (ii) 民生委員・児童委員の活動状況の報告（福祉行政報告例報告表40表）については、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、オンライン等を活用した効率的な取組事例を地方公共団体に通

知した。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

〔措置済み（令和6年4月25日付けこども家庭庁成育局成育環境課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）〕

- (iii) 毎月勤労統計調査については、調査員の負担軽減のため、令和7年度までに同調査の在り方に関する調査・分析を行う。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

(52) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

- (i) 暗証番号の設定が不要な個人番号カード（顔認証マイナンバーカード）における健康保険証利用の申込みについては、申請者の負担軽減に資するよう、代理人による手続の場合においても、市区町村窓口において職員による利用登録の代行を可能とし、市区町村に通知した。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁及び総務省）

〔措置済み（令和6年12月6日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室、厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）〕

- (ii) 国民健康保険法施行規則（昭33厚生省令53）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平19厚生労働省令129）において、個人番号の記載を義務付けている申請等の受理に係る手続については、住民及び地方公共団体の負担を軽減するため、2回目以降の申請等であって、当該申請者の個人番号を既に保有している場合等に、個人番号の記載を省略する弾力的運用が可能であることを明確化し、地方公共団体及び後期高齢者医療広域連合に令和6年度中に改めて通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

- (iii) 市区町村における住民の医療保険の資格情報の確認方法については、市区町村の事務負担の軽減に資するよう、情報連携（19条9号。以下この事項において同じ。）の改善について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、情報連携の活用状況等を踏まえ、市区町村においてオンライン資格確認等システムによる確認を可能とすることについて検討し、令和7年中に結論を得る。そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

(53) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病の医療費助成制度における、高額療養費制度の所得区分情報については、令和 7 年中にオンライン資格確認等システムを活用することにより、医療受給者証（7 条 4 項）への記載を不要とする。〔再掲〕

(関係府省庁：総務省、財務省及び文部科学省)

(54) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、国庫補助協議から内示までのスケジュールについて地方公共団体に文書で周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。

(55) 生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務

生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担を軽減するため、「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）運営要領」（平 21 厚生労働省社会・援護局長通知）を改正し、調査書の添付を求める対象者を限定するとともに、民生委員を経由せずに借入申込書の提出が可能な場合を追加するなど、運用を見直し、都道府県及び指定都市に通知した。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁)

[措置済み（令和 6 年 7 月 4 日付け厚生労働省社会・援護局長通知、令和 6 年 7 月 4 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）]

(56) 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、有料道路事業者との協議の上、令和 7 年度までに順次予定されているシステム改修の効果を踏まえつつ引き続きオンライン申請の普及に努めるとともに、更なる利便

性向上のための方策について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：国土交通省)

(57) 薬事に係る通知に関する事務

薬事に係る通知の効率的な周知及び関係者が見つけやすい形での公開方法については、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(58) 外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、地方公共団体の円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について」（平 31 厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）において示した事務の取扱いやその趣旨を、改めて地方公共団体に令和 6 年度中に周知する。

(59) 木材利用実態調査

社会福祉施設等における木材利用実態調査については、地方公共団体及び事業実施主体等の事務負担を軽減するため、令和 7 年度調査から、調査対象となっている各補助金等の実績報告と統合することも含めて検討し、地方公共団体に令和 7 年中に通知する。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁及び農林水産省)

(60) 工賃向上計画

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（平 24 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）については、都道府県の工賃向上計画策定の検討期間を確保するため、次回以降の当該指針の改正時において、可能な限り早期に都道府県に通知する。

【農林水産省】

(1) 地方自治法（昭 22 法 67）

地方公共団体の普通財産である土地の信託（238 条の 5 第 2 項）については、令和 6 年度中に、政令を改正して森林の施業・管理を目的とした信託も可能とし、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

（2）農業保険法（昭 22 法 185）

農業共済事業において基準収穫量の算定に用いられる都道府県知事が定める組合等ごとの 10 アール当たり収穫量については、一定の条件を満たす場合には、国が通知する数値を基礎として算出することを不要とし、当該数値を収穫量とすることができるよう、「農作物共済引受要綱」（平 30 農林水産省経営局長通知）、「畑作物共済引受要綱」（平 30 農林水産省経営局長通知）及び「果樹共済引受要綱」（平 30 農林水産省経営局長通知）を改正し、都道府県に令和 6 年度中に通知する。

（3）肥料の品質の確保等に関する法律（昭 25 法 127）

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭 61 農林水産省告示 284）に定める菌体りん酸肥料については、下水道の終末処理場等から生じたきょう雑物を原料に混合することが可能である場合の考え方を整理し、地方公共団体及び関係機関に令和 6 年度中に通知する。

（4）家畜伝染病予防法（昭 26 法 166）

（i）家畜防疫員の派遣の要請（48 条の 2）に応じて派遣される家畜防疫員の旅費については、派遣をする都道府県と派遣を受ける都道府県の間での合意がある場合には、派遣をする都道府県からの家畜伝染病予防費負担金の交付申請を可能とし、都道府県に通知した。

〔措置済み（令和 6 年 10 月 8 日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡）〕

（ii）家畜以外の動物園等で飼養される鳥類に係る家畜伝染病のまん延防止については、都道府県知事が、当該鳥類の所有者に対して、殺処分を含めた自主的な防疫措置を講ずるよう要請をすることが可能であることを

明確化し、都道府県に通知した。

[措置済み（令和6年10月31日付け農林水産省消費・安全局長通知）]

- (iii) 家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜（2条1項）については、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で、エミューも含まれることを明確化する方向で検討し、令和7年夏までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iv) 豚熱感染確認区域の解除に関する要件の在り方については、全国的な豚熱の感染状況を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。

(5) 森林法（昭26法249）

- (i) 都道府県知事による保安林の指定の解除（26条の2第1項）については、利害関係を有する市町村長等の同意が解除の要件ではないこと及び申請者が、解除の告示に係る意見書（32条1項）に先行して当該市町村長等の意見を申請書に添付すべきことを明確化するため、「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」（平12農林水産事務次官通知）等を改正し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。
- (ii) 森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書（10条の8第1項。以下この事項において「伐採造林届出書」という。）については、市町村及び森林所有者等の事務負担の軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。
 - ・市町村が任意で伐採造林届出書に記載事項を追加できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。
 - ・市町村が事業主体となって間伐する場合について、伐採造林届出書の提出を不要とするために必要な措置を令和7年度中に講ずる。
 - ・施設管理上必要な危険木又は支障木を伐採する場合について、伐採造林届出書の提出を不要とするために必要な措置を令和7年度中に講ずる。
- (iii) 森林関連情報に該当する地番等については、森林関連情報のオープンデータ化等に関する検討会における議論を踏まえ、森林クラウドシステ

ムにおいてオープンデータとして活用可能とすることについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(6) 農地法（昭27法229）

- (i) 都道府県が管理事務の一部を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平21法57）附則8条1項）の境界確定及び測量については、国有農地等管理処分委託費により国が実施主体として行うことも可能であることを明確化し、都道府県に令和6年度中に通知する。
- (ii) 4ヘクタールを超える農地転用に係る農林水産大臣との協議（附則2項）については、都道府県知事が適切な判断を行うための知見の蓄積に資するよう、その実態等を検証し、情報提供や研修などの必要な支援を実施する。

(7) 住民基本台帳法（昭42法81）

以下に掲げる場合等については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステム（以下この事項において「住基ネット」という。）から本人確認情報の提供を受けることができるものとする。また、既に住基ネットが利用可能な事務については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和6年度中に通知する。

- ・家畜改良増殖法（昭25法209）に基づき、都道府県が家畜人工授精所の開設の許可に関する事務を処理する場合〔再掲〕
（関係府省庁：総務省）
- ・農地法（昭27法229）に基づき、農業委員会が農地所有適格法人でなくなった法人に係る買収すべき土地の所有者の探索に関する事務を処理する場合〔再掲〕
（関係府省庁：総務省）
- ・遊漁船業の適正化に関する法律（昭63法99）に基づき、都道府県が遊漁船業者の登録に関する事務を処理する場合〔再掲〕
（関係府省庁：総務省）
- ・畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令3法34）に基づき、都道府県が畜舎建築利用計画の認定に関する事務を処理する場合〔再掲〕
（関係府省庁：総務省）

- ・商品先物取引法（昭 25 法 239）に基づき、農林水産省及び経済産業省が商品先物取引業者の許可の更新に関する事務を処理する場合 [再掲]
（関係府省庁：総務省及び経済産業省）

（8）住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

以下に掲げる場合については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとするとともに、情報提供ネットワークシステムを使用して必要な情報の提供を受けることができるものとする。

- ・家畜改良増殖法（昭 25 法 209）に基づき、都道府県が家畜人工授精師の免許に関する事務を処理する場合 [再掲]
（関係府省庁：デジタル庁及び総務省）

（9）農業振興地域の整備に関する法律（昭 44 法 58）

農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更（13 条 2 項）については、地方公共団体による農用地区域から除外できる土地に該当するか否かの適切な判断に資するよう、個別具体の事業が、土地改良事業等（10 条 3 項 2 号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（施行規則 4 条の 3 第 1 号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。

（10）原子力災害対策特別措置法（平 11 法 156）

野生鳥獣肉の出荷制限の解除（20 条 2 項）については、引き続き、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平 23 原子力災害対策本部通知）に基づいて地方公共団体における個別の事情に応じて対応し、市町村など地理的な範囲が明確になる単位で解除する場合の具体的な解除条件の考え方について、出荷制限が設定されている地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。 [再掲]

- （関係府省庁：内閣府、厚生労働省及び環境省）

(11) 統計法（平 19 法 53）

(i) 漁業センサスについては、令和 10 年に実施予定の次回調査に向けて、前回調査の結果及び他の統計調査の取組を踏まえ、郵送配布方式の導入を含めた調査員の負担軽減及び担い手確保並びに情報漏えいリスクの軽減に資する方策並びにオンライン回答率の向上に資する方策について検討し、令和 9 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

(ii) 農林業センサスについては、令和 12 年に実施予定の次々回調査に向けて、令和 7 年に実施予定の次回調査の結果及び他の統計調査における取組を踏まえ、郵送配布方式の導入を含めた調査員の負担軽減及び担い手確保並びに情報漏えいリスクの軽減に資する方策並びにオンライン回答率の向上に資する方策について検討し、令和 10 年夏を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

(12) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平 25 法 101）

農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農業者への迅速な権利設定等に資するよう、農用地利用集積等促進計画（18 条 1 項）の策定に係る関係機関の役割分担の整理状況を調査した上で、その結果を都道府県に令和 6 年度中に通知する。

(13) 土地改良事業関係補助金

土地改良事業関係補助金については、以下の措置を講ずる。

- ・ 災害復旧に起因しない入札不調・不落対策の場合であっても、交付決定前着手の対象となる旨を明確化するため、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について」（令 6 農林水産省農村振興局整備部設計課課長補佐、水資源課課長補佐、農地資源課課長補佐、地域整備課課長補佐、防災課課長補佐事務連絡）を廃止し、その旨を地方農政局及び地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。
- ・ 国庫債務負担行為（財政法（昭 22 法 34）15 条）の活用により、年度当初からの事業着手が可能であることを明確化し、地方農政局及び地方公共団体

に令和6年度中に通知する。

(14) 海岸保全施設整備事業等補助金

海岸保全施設整備事業等補助金については、交付決定前着手の導入を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(15) 農山漁村地域整備交付金

債務負担行為（地方自治法（昭22法67）214条）の活用により、年度当初からの事業着手を可能とすることについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(16) 水田活用直接支払交付金

水田活用直接支払交付金に係る事務手続については、報告様式の改善等、地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策を検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、畑地化促進事業の要望調査等については、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の改善に係る検討状況を踏まえて、オンライン化について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(17) 木材利用実態調査

社会福祉施設等における木材利用実態調査については、地方公共団体及び事業実施主体等の事務負担を軽減するため、令和7年度調査から、調査対象となっている各補助金等の実績報告と統合することも含めて検討し、地方公共団体に令和7年中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁及び厚生労働省）

(18) 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）上で補助金等の交付要綱の確認を可能とすることについては、地方公共団体及び農林漁業者の意見等を踏まえつつ、システムの改善について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【経済産業省】

(1) 学校教育法（昭 22 法 26）、地方自治法（昭 22 法 67）、社会教育法（昭 24 法 207）及びスポーツ基本法（平 23 法 78）

学校施設の目的外使用については、営利目的か否かにかかわらず、学校の管理機関（社会教育法 44 条 2 項）の判断によって、学校教育上支障のない限り可能であることを、事例等を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：文部科学省）

(2) 高圧ガス保安法（昭 26 法 204）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭 42 法 149）

(i) バルクローリーに関する移動式製造設備としての変更許可（高圧ガス保安法 14 条 1 項）に係る手続のうち充てん設備の許可（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 37 条の 4 第 1 項。以下同じ。）に係る審査結果を利用するもの等については、手数料の取扱いを改めて明確化し、地方公共団体に周知した。

〔措置済み（液化石油ガス保安規則第 9 条第 3 項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 64 条第 1 項に規定する充てん設備に係る運用についての質疑応答集（令和 6 年 10 月経済産業省産業保安・安全グループ高圧ガス保安室、ガス安全室））〕

(ii) バルクローリーに関する充てん設備の許可に係る手続のうち移動式製造設備としての製造の許可（高圧ガス保安法 5 条 1 項）に係る審査結果を利用するものについては、実態を把握した上で、手数料の取扱いについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(3) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

以下に掲げる場合等については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステム（以下この事項において「住基ネット」という。）から本人確認情報の提供を受けることができ

るものとする。また、既に住基ネットが利用可能な事務については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和6年度中に通知する。

- ・採石法（昭 25 法 291）に基づき、都道府県が採石業者の登録に関する事務を処理する場合〔再掲〕
（関係府省庁：総務省）
- ・砂利採取法（昭 43 法 74）に基づき、都道府県が砂利採取業者の登録に関する事務を処理する場合〔再掲〕
（関係府省庁：総務省）
- ・商品先物取引法（昭 25 法 239）に基づき、農林水産省及び経済産業省が商品先物取引業者の許可の更新に関する事務を処理する場合〔再掲〕
（関係府省庁：総務省及び農林水産省）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（平 14 法 87）に基づき、都道府県等が使用済自動車の引取業者の登録に関する事務を処理する場合〔再掲〕
（関係府省庁：総務省及び環境省）

（４）砂利採取法（昭 43 法 74）

砂利採取業務主任者試験の施行場所等の公告（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭 43 通商産業省令 80）8 条）については、省令を改正し、試験を実施する都道府県の判断により、公報以外の適切な方法により行うことも可能とした。

〔措置済み（砂利採取業者の登録等に関する規則の一部を改正する省令（令和 6 年経済産業省令第 38 号））〕

（５）大気汚染防止法（昭 43 法 97）

ばい煙発生施設等に係る許可等に関する事項の都道府県知事への通知（27 条 2 項）については、オンライン化を含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：環境省）

（６）計量法（平 4 法 51）

水道メーターの検定証印等の有効期間（72 条 2 項）については、関係団体

による検定有効期間の検証方法の検討等を踏まえて有効期間の妥当性を検証しつつ、見直しについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(7) 地方独立行政法人法（平 15 法 118）及び産業競争力強化法（平 25 法 98）

公立大学法人による出資については、以下のとおりとする。

- ・認定特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者及び教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省及び文部科学省）

(8) 統計法（平 19 法 53）

経済センサス - 活動調査については、令和 8 年に実施予定の次回調査に向けて、調査員の負担軽減及び担い手確保並びに情報漏えいリスクの軽減に資するよう、試験調査の検証結果等を踏まえ、郵送配布方式による調査対象を拡大する方向で検討し、令和 7 年春を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、次回調査において、回答内容の審査に係る都道府県の事務負担を軽減するため、オンライン調査システムの機能改善を行う。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

(9) 電源立地地域対策交付金

水力発電施設周辺地域交付金相当部分については、都道府県と全ての関係市町村の間で協議が整った場合には、国から市町村への直接交付とすることも可能である旨を、経済産業局及び都道府県に令和 7 年中に周知する。

【国土交通省】

(1) 建設業法（昭 24 法 100）

建設業の許可申請（3 条）及び毎事業年度経過後の書類提出（11 条 2 項）における事業税の納税証明書の添付については、令和 6 年度中に省令を改正し、都道府県が納税情報を内部利用することが可能である場合に当該納税証明書の添付の省略を可能とする。

(2) 建築基準法（昭 25 法 201）

- (i) 特定行政庁による認可を受けた建築協定（70 条 1 項、74 条 1 項、76 条 1 項及び 76 条の 3 第 2 項）については、関係する土地所有者等の把握が死亡や所在不明により困難となった場合において、当該協定の見直しが地域の実情に応じて円滑に行われるよう、参考となる事例を収集し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。
- (ii) 建築基準法に基づく建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等（77 条の 63 及び 77 条の 66 第 2 項）については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる申請等を可能とするとともに、令和 7 年中に都道府県知事の経由を要しないこととする。
- (iii) 建築基準法に基づく建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込み（施行令 8 条の 2 及び 8 条の 5 第 5 項）については、以下のとおりとする。
 - ・国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる申込みを可能とするよう必要な取組を進める。
 - ・国家資格等情報連携・活用システムの状況を踏まえつつ、都道府県経由事務の廃止について検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iv) 一団地全体を一つの敷地とみなして建築規制が適用されることの認定又は許可（86 条 1 項等）の対象区域の縮小については、土地の所有者又は借地権者（以下この事項において「土地所有者等」という。）の同意の取得に係る地方公共団体等の負担を軽減する方策について、土地所有者等への影響等を考慮しつつ検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (v) 建築計画概要書等の書類の閲覧（93 条の 2）については、建築基準法に基づく各手続のオンライン化に係る検討の中で、電子システムを整備することについて検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、閲覧のオンライン化に当たり、個人情報の取扱いを整理することについて検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(3) 地方税法（昭 25 法 226）及び道路運送車両法（昭 26 法 185）

割賦販売代金が完済された所有権留保付自動車の使用者である租税の滞納者が自動車検査証記録事項の変更（道路運送車両法 67 条）申請を行わない場合については、租税徴収事務の円滑な執行が可能となる方策について検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(4) 道路運送車両法（昭 26 法 185）

自動車検査証の電子化に伴う経過措置として運輸支局等窓口で書面配布している「自動車検査証記録事項」については、令和 7 年末までとしている配布期間を必要に応じて延長するなど、利用者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策を検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(5) 建設機械抵当法（昭 29 法 97）

建設機械への記号の打刻（4 条）については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・ 打刻の方法については、令和 6 年度中に省令を改正し、記号を打刻した金属板を剥離できないよう固着させる方法によることも可能とする。
- ・ 打刻作業の実施主体については、都道府県職員の立会いの下、申請者又は都道府県の委託を受けた者が打刻作業を行うことも可能であることを明確化し、都道府県に令和 6 年度中に通知する。

(6) 水道法（昭 32 法 177）

- (i) 給水区域の境界に近接し、かつ、配水管が布設されていない小規模な地域への給水については、迅速な給水に資するよう、業務の委託（24 条の 3 第 1 項）による分水及び区域外給水の解消に係る取組事例を都道府県、水道事業者等に通知した。

[措置済み（令和 6 年 3 月 27 日付け厚生労働省健康・生活衛生局水道課事務連絡）]

- (ii) 指定給水装置工事事業者の指定の申請（25 条の 2）、更新の申請（25 条の 3 の 2）及び変更の届出（25 条の 7）における登記事項証明書の添

付については、当面の措置として、現行の登記情報連携システムの利用推進及び地方公共団体への大幅な利用拡大により添付省略を更に推進するとともに、令和7年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とする。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁及び法務省)

(7) 災害対策基本法（昭36法223）

災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査（90条の2第1項）、被災者台帳の作成（90条の3第1項）及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務については、地方公共団体の負担軽減及び処理の迅速化のため、各事務において必要な情報の連携を円滑に実施するための方策を、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：内閣府及び総務省)

(8) 住民基本台帳法（昭42法81）

以下に掲げる場合等については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステム（以下この事項において「住基ネット」という。）から本人確認情報の提供を受けることができるものとする。また、既に住基ネットが利用可能な事務については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和6年度中に通知する。

- ・海難審判法（昭22法135）に基づき、国土交通省が海難審判に関する事務を処理する場合〔再掲〕

(関係府省庁：総務省)

- ・船員職業安定法（昭23法130）に基づき、国土交通省が船員派遣事業の許可に関する事務を処理する場合〔再掲〕

(関係府省庁：総務省)

- ・道路運送法（昭26法183）に基づき、国土交通省が旅客自動車運送事業を休止し、又は廃止しようとする旨を届け出るべき者の調査に関する事務を処理する場合〔再掲〕

(関係府省庁：総務省)

- ・道路運送車両法（昭 26 法 185）に基づき、国土交通省が自動車特定整備事業の認証に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省庁：総務省)

- ・土地区画整理法（昭 29 法 119）に基づき、国土交通省等が土地区画整理事業の施行に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省庁：総務省)

- ・自動車損害賠償保障法（昭 30 法 97）に基づき、国土交通省が、保障事業によって自動車事故の被害者に損害を補填した場合において、本来の損害賠償責任者に対して行う求償に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省庁：総務省)

- ・首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭 33 法 98）に基づき、地方公共団体が工業団地造成事業の施行に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省庁：総務省)

- ・新住宅市街地開発法（昭 38 法 134）に基づき、地方公共団体等が新住宅市街地開発事業の施行に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省庁：総務省)

- ・近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭 39 法 145）に基づき、地方公共団体が工業団地造成事業の施行に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省庁：総務省)

- ・河川法（昭 39 法 167）に基づき、国土交通省等が河川法違反者等に対して行う監督処分に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省庁：総務省)

- ・流通業務市街地の整備に関する法律（昭 41 法 110）に基づき、地方公共団体等が流通業務団地造成事業の施行に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省庁：総務省)

- ・都市再開発法（昭 44 法 38）に基づき、地方公共団体等が市街地再開発事業の施行に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省庁：総務省)

- ・新都市基盤整備法（昭 47 法 86）に基づき、地方公共団体が新都市基盤整備

事業の施行に関する事務を処理する場合〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭50法67）に基づき、地方公共団体等が住宅街区整備事業の施行に関する事務を処理する場合〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平9法49）に基づき、地方公共団体等が防災街区整備事業の施行に関する事務を処理する場合〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

（9）都市計画法（昭43法100）

（i）都市施設（11条1項）については、一定の都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定めること（同条3項）なく、同一の区域に複数の都市施設を定めることが可能であることや、複数の都市施設を定めた場合であっても都市計画事業が円滑に実施できるよう、各都市計画施設に係る都市計画事業の認可及び承認（59条1項から4項）に係る手続を並行して行うことが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

（ii）市町村の都市計画の変更に係る都道府県知事への協議（21条2項において準用する19条3項）については、市町村の事務負担を軽減するため、都道府県は必要に応じて協議方法を見直すことが望ましい旨を、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

（10）都市計画法（昭43法100）及び特定都市河川浸水被害対策法（平15法77）

開発許可（都市計画法29条）に併せて雨水浸透阻害行為の許可（特定都市河川浸水被害対策法30条）が必要になる場合については、双方の許可基準に適合する工事として計画される必要があるため、所管部局間において十分な連携が図られるよう、地方公共団体に令和6年度中に通知する。

（11）建築物の耐震改修の促進に関する法律（平7法123）

市町村耐震改修促進計画（6条1項。以下この事項において「市町村計画」

という。)の策定を交付要件としている地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等については、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当し、別途計画を策定せずとも交付対象とすることを明確化し、市町村（特別区を含む。）に通知した。

[措置済み（令和6年10月11日付け国土交通省住宅局市街地建築課長、建築指導課長通知）]

(12) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平10法117）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平27法53）

建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 67 条の 2 第 1 項）については、地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律 21 条 1 項）と一体のものとして策定することが可能であることを、改めて地方公共団体に令和 6 年度中に周知する。

（関係府省庁：環境省）

(13) 都市再生特別措置法（平 14 法 22）

立地適正化計画の区域のうち、居住誘導区域外の区域における一定の戸数や規模以上の住宅開発等の届出又は変更の届出（88 条 1 項及び 2 項）及び都市機能誘導区域外の区域における誘導施設を有する建築物の建築等の届出又は変更の届出（108 条 1 項及び 2 項）については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、制度運用において留意すべき事項や参考となる事例を整理し、地方公共団体に令和 6 年度中に周知する。

(14) 特定都市河川浸水被害対策法（平 15 法 77）

雨水貯留浸透施設等の標識の設置基準（38 条 3 項、45 条 1 項及び 54 条 1 項並びに施行規則 27 条、33 条及び 40 条）については、地域の実情に応じた条例の制定に資するよう、雨水貯留浸透施設等の標識で示すことが有効と考えられる具体的な事項の例を地方公共団体に令和 6 年度中に周知する。

(15) 景観法（平 16 法 110）

景観計画の変更に係る都市計画審議会への意見聴取（9条8項において準用する同条2項）については、過去の審議状況を踏まえ支障がないと考えられる場合に、当該意見聴取の方法について、地域の実情に応じた方法で行うことが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。

(16) 道路メンテナンス事業補助制度

道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手続（変更交付申請手続を含む。）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「道路メンテナンス事業補助制度要綱」（令2国土交通省道路局長通知）を改正し、「道路局所管補助金等交付申請について」（平13国土交通省道路局長通知）に定める「事業箇所別調書（道路メンテナンス事業）【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調書【様式3の6（別紙内訳）】」の提出をもって、同要綱に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があったものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とした。

[措置済み（令和6年2月6日付け国土交通省道路局長通知）]

(17) 社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金システムにおける申請手続等については、申請等に係る入力事務を効率化するため、以下の措置を講ずる。

- ・入力誤りを防止するため、令和6年度中に当該システムを改修し、帳票プレビュー機能及び過去に入力した情報の自動転記機能を追加する。
- ・当該システムをより活用しやすくするため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」（平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室）を改訂し、令和7年中に地方公共団体に周知する。

(18) 白書等の送付に係る事務

「河川管理統計」については、令和6年度以降、紙媒体の送付を行わず、電子データを地方公共団体に送付する。

(19) 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、

申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、有料道路事業者との協議の上、令和7年度までに順次予定されているシステム改修の効果を踏まえつつ引き続きオンライン申請の普及に努めるとともに、更なる利便性向上のための方策について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：厚生労働省)

(20) 公共工事土量調査

公共工事土量調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、調査様式を改善し、新たな調査様式を、建設発生土情報交換システムの積極的な活用を推奨する旨と併せて、各地方建設副産物対策連絡協議会等を通じて地方公共団体に令和6年度中に通知する。

(21) 施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査

施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の調査表については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、ホームページから取得するよう配布方法を変更し、その旨を地方公共団体に通知した。

〔措置済み（令和6年5月13日付け国土交通省大臣官房参事官（イノベーション）通知）〕

【環境省】

(1) 狂犬病予防法（昭25法247）及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭48法105）

(i) 犬の所在地が変更された場合における旧所在地から新所在地への犬の登録原簿の送付（狂犬病予防法施行令2条の2第3項又は狂犬病予防法施行規則16条の6第2項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、令和6年度に実施する犬の登録原簿の管理方法についての全市区町村における実態調査の結果を踏まえ、犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの連携を含め、オンライン化に向けて検討し、令和7年度

中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：厚生労働省)

- (ii) 犬の登録（狂犬病予防法 4 条 1 項）に係る手数料については、狂犬病予防法の特例制度（動物の愛護及び管理に関する法律 39 条の 7）に市区町村の参加を促すため、マイクロチップの情報登録又は変更登録（同法 39 条の 5 又は 39 条の 6）を行う機会を活用して、市区町村が容易に徴収可能となるよう、必要な措置を令和 8 年度中に講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁及び厚生労働省)

(2) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

以下に掲げる場合等については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステム（以下この事項において「住基ネット」という。）から本人確認情報の提供を受けることができるものとする。また、既に住基ネットが利用可能な事務については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和 6 年度中に通知する。

- ・ 土壌汚染対策法（平 14 法 53）に基づき、都道府県等が土地所有者等に対して行う土壌の特定有害物質による汚染の状況に係る調査の命令に関する事務を処理する場合〔再掲〕

(関係府省庁：総務省)

- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平 14 法 87）に基づき、都道府県等が使用済自動車の引取業者の登録に関する事務を処理する場合〔再掲〕

(関係府省庁：総務省及び経済産業省)

(3) 大気汚染防止法（昭 43 法 97）

- (i) 大気汚染の状況の常時監視（22 条 1 項）に関する事務の処理基準については、長期的な大気汚染の改善状況、人口動態等を踏まえつつ、人口基準及び可住地面積基準を含めた測定局数の算定方法の在り方について抜本的な見直しも視野に入れて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (ii) ばい煙発生施設等に係る許可等に関する事項の都道府県知事への通知（27 条 2 項）については、オンライン化を含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基

づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：経済産業省)

(4) 大気汚染防止法(昭43法97)、水質汚濁防止法(昭45法138)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)及び土壌汚染対策法(平14法53)

各法令に基づく届出等については、オンラインによる提出を可能とするため、政府共通の電子申請システム(e-Gov 電子申請サービス)を改修する方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

(i) 産業廃棄物処理施設の許可の基準(15条の2第1項)のうち、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設についての適正な配慮(同項2号)については、地域の実情に応じて、既存の産業廃棄物処理施設等の過度の集中による影響も勘案して、当該基準への適合性を判断することができる旨を明確化し、都道府県、指定都市及び中核市に令和6年度中に通知する。

(ii) 産業廃棄物処理業の許可(14条1項又は6項)及び特別管理産業廃棄物処理業の許可(14条の4第1項又は6項)における欠格要件該当性等の審査に必要な情報を地方公共団体が照会する方法については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。

- ・「産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について」(平18環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)に定める「別紙様式1」、「別紙様式2」及び「別紙様式3」については、公印の押印が不要であることを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。
- ・暴力団排除のための意見聴取等については、電子メールによる送受信が可能となるよう要件を整理することとし、公印の押印が不要であることを含め、地方公共団体に令和7年度中に通知する。〔再掲〕

(関係府省庁：警察庁)

(iii) 産業廃棄物処理業の変更の届出（14 条の 2 第 3 項）及び特別管理産業廃棄物処理業の変更の届出（14 条の 5 第 3 項）については、複数の都道府県及び政令で定める市（施行令 27 条 1 項）への一括提出を可能とするため、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を改修する方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

（6）動物の愛護及び管理に関する法律（昭 48 法 105）

犬と猫のマイクロチップ情報登録（39 条の 5 及び 39 条の 6）において収集した個人情報については、利用可能な事務の範囲を可能な限り明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。

また、環境大臣が行う情報提供（施行規則 21 条の 11）については、具体的な支障事例を踏まえた上で、その在り方について、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（7）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平 7 法 112）

都道府県分別収集促進計画（9 条 1 項）の必須記載事項である市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量等を合算した量（同条 2 項 1 号から 3 号）については、市町村分別収集計画（8 条 1 項）における当該見込量等を添付すれば足りることとするとともに、デジタル技術を活用した事務負担の軽減に資する方策を検討する。これらを踏まえ、「市町村分別収集計画策定の手引き」（令 4 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室）を改訂し、地方公共団体へ令和 6 年度中に通知する。

（8）地球温暖化対策の推進に関する法律（平 10 法 117）

(i) 地方公共団体実行計画（21 条 1 項）の策定に係る地方公共団体への支援については、市町村別の温室効果ガス排出量等の情報を提供している自治体排出量カルテにおいて、特定事業所（施行令 5 条 1 号及び 10 号から 16 号）から排出される二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータを公表した。

[措置済み（環境省ホームページ「自治体排出量カルテ」にて公表）]

(ii) 市町村（指定都市等を除く。）が策定する地方公共団体実行計画（区域施策編）（21 条 4 項）については、当該市町村の事務負担を軽減するため、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項（同条 3 項）を定めなくとも、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（同条 5 項）のみを定めることで策定が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和 6 年 6 月 25 日付け環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官通知）]

(iii) 脱炭素化推進事業債の対象事業の確認に当たって求められる地方公共団体実行計画（事務事業編）（21 条 1 項）の記載内容については、地方公共団体の判断に委ねており、脱炭素化推進事業債の起債のために必ずしも事業実施の都度、計画の改定が必要となるような個別事業ごとの詳細な記載を求めるものではないことを踏まえ、脱炭素化推進事業債及び同意等基準の趣旨について、令和 6 年度中に地方公共団体に周知する。

[再掲]

（関係府省庁：総務省）

(9) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平10法117）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平27法53）

建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 67 条の 2 第 1 項）については、地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律 21 条 1 項）と一体のものとして策定することが可能であることを、改めて地方公共団体に令和 6 年度中に周知する。 [再掲]

（関係府省庁：国土交通省）

(10) 原子力災害対策特別措置法（平 11 法 156）

野生鳥獣肉の出荷制限の解除（20 条 2 項）については、引き続き、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平 23 原子力災害対策本部通知）に基づいて地方公共団体における個別の事情に応じて対応し、市町村など地理的な範囲が明確になる単位で解除する場合の具体的な解除条

件の考え方について、出荷制限が設定されている地方公共団体に令和6年度中に通知する。〔再掲〕

(関係府省庁：内閣府、厚生労働省及び農林水産省)

(11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平14法88）

狩猟免許の申請（41条）、狩猟者登録の申請（56条）及び狩猟者登録の変更の登録の申請（61条2項）に添付する写真（施行規則48条2項3号、65条2項2号及び7項）については、オンラインによる提出も可能とするよう、令和6年度中に省令を改正する。

(12) 気候変動適応法（平30法50）

熱中症特別警戒情報の都道府県知事から関係市町村長（特別区の長を含む。以下この事項において同じ。）への通知（19条2項）及び関係市町村長から住民等への伝達（同条3項）については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、改めて地方公共団体に令和7年度における当該情報の運用開始までに通知する。

(13) 特定外来生物防除等対策事業交付金

特定外来生物防除等対策事業交付金については、事業の早期着手に資するため、申請スケジュールの前倒し、交付決定前着手の弾力的運用、交付対象事業の審査基準の公表、審査体制の充実等の運用改善を行い、地方公共団体に通知した。

〔措置済み（令和6年11月28日付け環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室事務連絡）〕